

1 議事日程

[平成20年太宰府市議会 予算特別委員会]

平成20年3月17日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について
日程第2 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
日程第3 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について
日程第4 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第5 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
日程第6 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第7 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について
日程第8 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	藤 井 雅 之 議員
〃	長谷川 公 成 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	後 藤 邦 晴 議員	〃	力 丸 義 行 議員
〃	橋 本 健 議員	〃	中 林 宗 樹 議員
〃	門 田 直 樹 議員	〃	小 柳 道 枝 議員
〃	安 部 啓 治 議員	〃	大 田 勝 義 議員
〃	佐 伯 修 議員	〃	村 山 弘 行 議員
〃	田 川 武 茂 議員	〃	福 廣 和 美 議員
〃	武 藤 哲 志 議員	〃	不 老 光 幸 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	松 永 栄 人	子育て支援 担当部長	村 尾 昭 子
建設経済部長	富 田 讓	会計管理者併 上下水道部長	古 川 泰 博
教 育 部 長	松 田 幸 夫	監査委員事務局長	木 村 洋
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
管 財 課 長	轟 満	協働のまち 推進課長	大 藪 勝 一

税務課長	宮原 仁	納税課長	児島 春海
特別収納課長	鬼木 敏光	人権政策課長兼 人権センター所長	津田 秀司
福祉課長	新納 照文	高齢者支援課長	古野 洋敏
国保年金課長	木村 裕子	子育て支援課長	花田 正信
都市計画課長	神原 稔	建設課長	大内田 博
上下水道課長	宮原 勝美	施設課長	大江田 洋
教務課長	井上 和雄	学校教育課長	松島 健二
生涯学習課長	藤 幸二郎	中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿 豊重
文化財課長	齋藤 廣之	会計課長	和田 有司

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石 純一	議事課長	田中 利雄
書記	伊藤 剛	書記	浅井 武
書記	花田 敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） では、審議に入ります前に、先日の委員会で要求があっていた地域コミュニティ関係費についての資料が提出されていますので、お手元に配付をいたしております。また、消防費の消火栓新設負担金について、追加説明があります。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 先日の予算特別委員会において、後でご報告することにしておりました9款消防費の消火栓新設負担金の内訳でございますが、消火栓の新設につきましては、上水道の布設がえ工事等にあわせて行っておりまして、当初予算において予算を確保し、新設箇所については今後施設課と調整することになっておりましたので、ご報告し、訂正させていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 次に、プール監視員についての追加説明があります。

学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 先日の特別委員会におきまして、10款3項1目13節のプール監視委託料でございます。これにつきましてご質問等ございましたが、十分に回答仕切れていませんでしたので、回答をさせていただきます。

この委託料につきましては、夏休み期間中のプールの開放に伴うものでございます。このプールの開放につきましては、当該学校長とPTA、子ども会等で話し合いにより実施されているところでございますが、平成19年度につきましては27万8,000円の予算計上を行ってまいりました。しかしながら、この話し合いによりまして、平成19年度については執行されておられません。それで、平成20年度の予算編成におきまして、学校長に問い合わせを行いましたところ、平成20年度については夏休み期間中についてプールの開放については行わないということでございましたので、平成20年度の予算計上は行ってないものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） いいですか。そしたら4中学校の校長先生がもう開放はしないっておっしゃられたんですかね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） ちなみに平成18年度につきまして同じ、同額27万8,000円の計上を行ってまいりまして、平成18年度に執行されたのは太宰府西中学校のみでございました。それで、平成19年度については4中学校ともに予算執行をされてないと、開放しなかったということでございますので、平成20年度につきまして当該学校長4校につきまして照会をいたしましたところ、開放しないということでございました。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） じゃ、改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまから休会中の予算特別委員会を再開します。

本日は平成20年度太宰府市一般会計の194ページの10款4項1目から始めます。

1目社会教育総務費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目にいきます。

2目青少年教育費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目青少年対策費、4目図書館費について質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。4目の図書館費について質問します。

予算審査資料のですね、30ページとあわせて質問しますけども、203ページの備品購入費の図書810万円の内訳を要求しましたけども、その中で映像ソフト、CD等については購入の計画がないというふうに資料の方で書いてありますけども、これは例えばもう市民の方からそういうリクエストが上がってももう一切対応しないという形になるのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 今のところですね、予算の都合上、なるべく選書委員の方で選択してもらって、どういうものが一番いいかというリクエスト等を考えた中で判断させていただいておりますので、今のところ映像ソフトとCDについては、購入の計画は持ってませんけども、ただ要求等がですね、いろんなことで上がれば再度考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） もう要望にとどめますけども、やはり図書館というのは市民の皆さんに知識の部分還元する上で重要な役割を果たしていると思いますし、それは蔵書だけでなくCDや映像ソフト等にも値するところがあると思いますので、ぜひリクエストがあったときには柔軟に対応していただけるようお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 3目の青少年対策費の、ちょっと戻りたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（不老光幸委員） 19節の青少年育成市民の会の補助金が90万円ありますけども、この青少年育成市民の会の活動はどういうことをしていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） その前に、13日に武藤委員の方から市の文化協会、吹奏楽団の予

算の中で、お尋ねの部分で不十分なお答えしかできておりませんでしたので、ちょっと補足を先にさせていただきたいと思います。

平成19年度の吹奏楽団の予算については、楽器の購入に充てるのであろうというふうなお尋ねでございましたが、平成18年度の決算から見ますと、確かに楽器の購入に充てていただいております。平成19年度については楽器の購入と楽譜の購入というふうなことで計上ですが、平成19年度はなされておるとというのが状況でございます。文化協会についても、吹奏楽団についても、事業費、活動費、負担金等にその補助金については充てられておるというふうなことでご説明をしたいと思います。

それから、青少年育成市民の会でございますが、事業につきましては、市内全般の青少年、市子連の活動を支援していくというふうなことが主な祭り、それから市のイベント等にも参加するというふうなことで、具体的にはボランティア活動として落書きの防止事業とか、そういうふうなことで市の青少年教育全般にご支援をいただいておりますというふうな内容でございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 青少年の方が何らかのイベントに実際に参加をして、やっていらっしゃるのか、あるいは青少年市民の会としての会員さんがいらっしゃるわけですけども、その方々がしてあるのか、どちらですかね、それは。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 運営委員会として各種団体、学識経験者、ジュニアリーダーのOBの方、いろんな団体の代表の方々が構成されて、組織運営をなされておるというふうなことで、具体的には18の団体の代表者が運営委員会を形成して、活動していただいております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） それでは、実際に青少年の方々を何らかの形で指導したり育成したり、そういった実態はしていらっしゃるんですか。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） ただいま申し上げましたように、補導とかですね、PTA活動とか市子連の活動、スポーツ少年団、いろんな形の中での青少年のかかわりに地域の代表というふうな形で参加して、ご協力を願っておるというふうなのが実情でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） わかりました。例えばですね、その運営に少年の船協会の云々とあるんですけども、これは実際に子供たちをどちらかに毎年何らかの形で研修に実行してあるわけですね。だから、私はこの青少年育成市民の会の本来の姿をもう少し検討し直してもったらい

んじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 私も同じような考えなんですけど、これ実際はいろんな団体ですね、議会から持っていったかな、保護司会やら補導連絡協議会等ですね。出て、だからその方々が実際何かの活動をするんじゃないくて、年に1回か2回、理事会ですか、何か役員会等を開いて、実際の事業というのは年に1回か2回、何か折り込んであるチラシとか、会報とか、ぐらしか活動されてないと思うんですがね。だから、今そういうふうな質問をされたんであって、私もはっきり言うて、市民の会として何なのか、必要なあというふうなところはちょっと疑問ですね。その辺、いや、絶対この額に見合うというたらあれだけど、そういう活動されてあるというんだったら、まあそうかなというんだけど、もう少し説明が欲しいです。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 具体的に言いますと、昨日も実は青少年、市子連の組織が50団体ありますが、その団体のリーダーさんの研修を3月27日、28日、1泊でやるというふうなことでのリーダー研修事前学習会を水城小学校の体育館で行いました。そのときにも市子連の副会長の山口さんという方が具体的に子供たちの指導をしていただきまして、非常に行政としては感謝申し上げておるといふふうなことで、いろんな事業にそういうふうな形でかかわっていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） だから、それは市子連がやっているんですよね。市子連は市子連、補導連絡協議会は補導連絡協議会、保護司会は保護司会、その他、各それぞれの活動はやっているけど、この市民の会というのが大体何なのかなというね。だから、そこの各事業にどうかかわっているかという、実際はかかわってないんじゃないですかね。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 委員会組織を構成してありまして、PR活動とか企画、それから環境問題とか、いろんな活動はなされておるといふふうに認識いたしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、公民館の図書費について資料を要求しておりましたら、具体的に810万円の部分について一般図書、児童図書、その他という形で出されております。市長、それから皆さんも図書館ができたときに、私も何回も論議もしてきた経過がありますが、当初2,000万円近く図書購入費を計上しておりました。唯一市民が利用できる社会教育活動といえますか、全く無料で図書館が利用できるという、こういう状況の中で図書費が、2,000万円が財政が厳しいというか、ある一定の見直しということでこういう810万円に、約40%になった

状況なんです、当然新しい蔵書も出てきますし、今また、先ほど出てきました映像ソフトの問題もありますが、現在810万円という形ですが、今後増やす考え方があるのかどうか。

今、広域利用ができて、図書館の、清水委員長の方も以前質問したことがありまして、どこの図書館もということで、一時この太宰府市民図書館ができたときには全国1位、2位という大変素晴らしい実績が、坂井館長のもとで行われた経過がありまして、その後利用率もどうか、どういうふうになっているかわかりませんが、まずこの図書費がどんどん、購入費が減っている部分について、今後やはりある一定増やす必要があるんじゃないかなと思います、この辺はどうでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 武藤委員さんのおっしゃるとおりで、私ども所管としてはもうできるだけ予算をいただきたいという判断、お願いをしているんですけども、やはり全体の市の政策、優先順位等々の総合判断から現状の予算になっておりますけども、今後財政的にそういう要望時期が来れば、ぜひお願いをしたいというふうには思っています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、図書に対する寄附を、金額的にはわずかですが、寄附もいただいているようですが、ぜひまあ、そういう部分があれば受け入れて、購入費に充てていただきたい。

それから、市民から蔵書というか、そういう寄附があっても、なかなかこれには対応できないと思うんですね。いろんな部分、寄贈の希望があっても、これに対応する人員が確保できるかどうか。貴重な文化的な資料的なものもあれば、一般的に普及されて大変困って、どうしようもないという状況の中で、市の図書館に寄贈したいとって来るけど、これに対する図書司書の対応ができないと思うんですね。だから、蔵書を寄附したいといったときの対応はどう考えているのか。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 今、武藤委員さんが言われましたように、蔵書の提供ということでPRはさせていただきます。ただ、蔵書の内容につきましてですね、百科事典とか、何とか全集とかというのは、既に市民図書館にもありますし、寄贈される本が、私どもが欲しい本とはなかなか合わないのが実情でございまして、引っ越しされるのでちょっと受け取ってくれとか言われますけど、原則的にはもう新刊とか、新しいとかですね、そういうの以外はですね、ちょっと遠慮はさせていただきます。ただ、蔵書を持ってこられた方をですね、即返すというわけにいきませんから、一応預かってもらってですね、ただ対応の仕方といたしましては、図書館でもし置ける場所とか、必要であれば置きますけども、もし置けないときは、リサイクルというような形で、月に1回ぐらい図書館の入り口のところにご自由に、その本でですね、自由に使っていただきたいというふうな方法で、今現在は対応させていただきます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これ、私が資料要求したわけじゃないんですが、以前からも何回もこの質問をしているところですが、当然図書館カードに基づいて図書をですね、貸し出したが返却が期限内にない場合、ここでは資料として電話、ファクス、郵便による督促を行っているという部分が指定管理料に含まれていると、ただし貴重な蔵書とか、そういうものであればですね、返却を求めることはあれなんです、その判断は指定管理者に、その人件費ですね、借りた人に対するこの返却をしてくださいという事務的な問題や電話、郵便、ファクス、この料金がはっきり言って逆に本を買うの方が安上がりになる可能性もあるんですね。私も言ったように、返却施設は今図書館の1カ所ですが、以前いろんなところに行きましたら返却ポストが、わざわざ図書館まで来なくても西鉄の駅に図書返却とかですね、そういう返却のポストをつくることによって、効率的なものもできるんじゃないかという質問もさせていただいたことがあるんですが、現在返却窓口は図書館1カ所だけですかね、その辺を含めて。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 返却はですね、図書館1つの場所で行っております。閉館、今日も閉館ですけども、その場合は別に、返還する窓口を別に設けておりますので、そちらの方で返していただいております。ただ、その返すものもですね、本とかそういうのであればいいですけども、CDとかですね、壊れやすいのは遠慮させていただいております。

先ほど武藤委員さんも言われましたように、どこか、ほかのところにポストを設けるとかですね、これ前質問されたと思うんですが、私もちょっとその内容を読んだことあるんですけども、実際やっていますと、なかなか本がその中でごちゃごちゃになってですね、破損の可能性があるのでですね、余りこう全国的にはやってないという情報をちょっと得てますけども、今後いろんなところをちょっと聞いてですね、本当によければ、今後とも考えてはいきたいと思っておりますけど、そういう状況で本の破損が激しくなるというようなこともちょっとお聞きしていますので、それでも今後いろんな形で検討させていただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一つはですね、郵便局だとか、それから太宰府ではスーパー的なものもありますし、本屋さん、ちょっと今五条書店だけしかありませんが、あと西鉄ストアの中にもありますが、そういう買い物かたがた行ってですね、早言えば委託をして、図書をですね、受け取るというような方向、そういう一番図書館、今シュートボックス方式になっていまして、連休明けなんか行きますとたくさんの返却がなされていることはわかりますし、今館長が言うように、ポストをつくっていろんな部分の破損の可能性もあると思うんですが、できるだけ返却しやすいような方向をですね。それから、やはり私としては図書というのは、太宰府市全体の中の制度として図書館だけが無料なんです、買えばお金が要りますけど、図書館に行って

本をお借りして、知識を得ることは無料。やはり行政の職員の方々は、これだけ市民が税金を納めている中で図書館の重要性、それを考えて図書費の増額というか、税金を納めていただければ、そのお返しとして社会教育の図書館の充実というのを基本に今日まで、開館から20年近く実績を持ってきているわけですが、この予算がどんどん削られることについては、今後見直しをぜひしていただきたいなというふうをお願いをいたしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） じゃ、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。

5目公民館費について質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 公民館費、ちょっとお伺いしたいんですが、毎年行われる敬老会あたりのことについて、もう今の公民館では、各公民館では開催が難しくなっているというふうには理解してますが、市として今地域コミュニティということで、小学校区あたりで云々ということがありますけども、近い将来、小学校区とか広い立場で敬老会あたりを開催しようという考えがあるのかどうか。あくまでももう今各区の各自治会のやり方にお任せするというやり方でいけば、当然各区の公民館は約、そうですね、8割方来ればもう間違いなく入り切れない状況にあるし、50%でもやっとなじまないでしょうか。今からまた高齢化が進めば、もっとそういう、もうほとんど入れないという状況が生じてくるというふうには理解しますが、その点についていかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 敬老会の開催につきましては、高齢者支援課の方で実施している状況でございます。たしか今、福廣委員が言われました校区単位でまとめてという話もですね、市民からも、一部あるところでございます。ただ現在、地区の公民館での敬老会活動についてもですね、結局高齢者の中でも元気な方は来られるんですけど、なかなか地区に公民館の敬老会に、実際ひとり暮らし、寝たきり、その他ですね、やはり外出が苦手な方は出ていけない状況でございます。そういう状況の中で今のところはですね、やはり敬老会については地区の中で、やはりもう少し多くの高齢者が参加できるような形で、当面は取り組んでいきたいという形で考えているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） もうそれは、そういう考え方でいいと思うんですが、いわゆるこの負担金、補助金及び交付金のところに地区公民館施設整備補助金、本年度は854万1,000円というのがあるわけですが、多分各区の要望というのはまだ大きいと思うんですね。ここの費用が、負担が、私は今からますます増えてくるだろうというふうには思うわけですよ。公民館を広くでき

るところはいいけれど、もう広くする範囲のない区もあるでしょうから、ここらあたりの兼ね合いですね。そういうことからの要望が来れば、今のこの財政難のときに果たして、公民館を扱うことが可能なかどうかというのが非常に心配があるわけですよ。そのような質問をさせてもらったんですけども、現実的に私がおる水城台の方ももう入り切れない。今度増設をすると、そうするとそれにお金が随分かかると、市の負担金もかかる。だから、そうすると今後について、要望にこたえ切れない場合は、もう入り切れない人はどうしたらいいのかという問題にもなってくるわけですね。その点、市の支出の問題も当然出てくるでしょうから、各区の状況というものをよくにらんでほしいというのものもあるし、ただ単なる敬老会のときだけではなくて、いわゆるふだんの老人会のいろんな催し物をしたりするときにも、もう狭くて使えない状況が来ているという、今後そういった地域コミュニティというものを考えていくのであればですね、もう高齢者の方が多くなってくるわけですから、その点もぜひ考えていただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、ちょっと関連を許可願えますか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私も、今副議長が言いましたように、敬老会、私の地域の通古賀ですが、ちょっと44行政区の中でですね、人口がはっきり言って6,000人、今度は通古賀区画整理で増えますとまた、分区委員会などを1年かけてやりましたが、分区になると区費が上がる、公民館をつくらなきゃいかないとかというのがあって、分区委員会をつくりましたが、アンケートの結果、市民がやはり反対だというのがあってですね、分区ができないような状況があったんですね。

敬老会ですが、今共同利用施設、ちょうど国の補助金いただいて、このくらいの、2階がこのくらいの部屋です。これにですね、敬老会に出席をいただくかいただかないかといって、まず私ども隣組もして、組長もしておりますが、一軒一軒を前日からずうっと当日確認に伺うわけですね。一番の悩みはお祝いですから、弁当の用意もしなきゃいけませんし、出席しますと言われると悩むんですよ、よく。本当に敬老会に来ていただくことはありがたいんだけど、出席しますと言われるとどう配置するかと、入らないんですから、身動きができないと。通古賀の共同利用施設は2階ですから、区の役員また隣組長も含めて階段で全部支えながらとか、後ろにつきながら上がっている状況ですが。ある一定、敬老会についてはお酒も、やはりお祝いですから飲食しますけど、ある一定もうこんな、行政区的なコミュニティもありますが、教育委員会として小・中学校の体育館でそういうものが利用できるかどうか。飲食を許可するかどうか。

以前はですね、昔の町の時代には使ったことがあるんですよ、共同で敬老会を祝うというか、行政、合同敬老会ですが。だから、特に国分、それから通古賀、この辺は敬老会が高齢化してくると、敬老会に参加しても運営する部屋がないという状況になる。将来は、学校開放を

特別にそういう敬老会に使えるように規則も変えなきゃいけないと思うんですが、こういうものが内部検討できるかどうか。この辺を市長部局と教育委員会部局と協議をしていかないかとですね。そりゃ今年みたいに雨が降るわ、外ではできないわね、こんな状況があつて身動きもできないと。それこそお年寄りの方が現実のところトイレに行きたいというと、ちょっとお年寄りの方皆さんお立ちいただいて、そして80歳ぐらいの方が通るといえばあれですけど、そういう状況の現実もあります。できれば合同でですね、水城小学校だとか国分、それから学業院中学校、こういう施設を借りて行政区の合同になる可能性もあるかもわかりませんが、敬老会の会場提供ができるかどうか、回答を求めたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に、公民館で敬老会があるときに会場が狭いという話は、いろんなところで聞いております。ただですね、各行政区の区長さんの方からそういうふうな話というのは、まだ全然聞いたことはございません。それから、先ほど話がありましたように、いろいろな状況を聞くということでございますので、今後話になるんじゃないかと思いますが、敬老会の会員の皆さんが合同でやるというようなことを望んであるのかどうかというようなものも出てくるんじゃないかと思えます。そういうふうなことをですね、いろいろ考えながら、敬老会を主催している市長部局がございまして、必要性があればですね、いろいろ楽しみにしてある面もありますから、いかにして開催できるかということ、そういう前向きに検討しなくてはならないんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一つはですね、区長会あたりに行政側からですよ、大きな行政区については敬老会の会場確保が大変だと思うが、合同で小学校、中学校の体育館を敬老の日ですね。敬老会でも行政によっては子供たちが来てお年寄りを祝うとか、またその舞台を使っているんなものやっています。公民館の中で、もうはっきり言って舞台ももう使えない状況、世帯の少ないところはいいでしょうけど、特に国分だとか通古賀の場合は。だから、そういう、ここは通古賀区ですよ、ここは国分区ですよという部分も含めてですね、やはり合同で楽しく企画もするというようなことも、できれば区長会あたりで、もう小学校のとか中学校の体育館を使うことを認めますよというふうに提起もしていただかないと、もう頭からできないものと思っている。自分たちの行政区でやらなきゃいけないというふうに思っていますので、そういう行政側の方が区長会あたりに提案をしていただくことが可能かどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 今、武藤委員が言われたみたいに、大きな所帯の区とまた小さな所帯の区で、やはり言われるみたいに違うと思えます。そういう部分を踏まえてですね、今後、今教育長が言われましたように、区長の意見また地元の意見も聞きながらですね、そういう部分は前向きに、また教育委員会とも連携しながら検討していきたいというふうに考えてい

ます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 公民館整備についてですけども、今、福廣委員、それから武藤委員の方から質問がありましたように、敬老会についてはそういう状況ということで、そのほかの分です、やはり公民館ができてから相当年数がたっている施設が多ございますので、今の増設の分、それからこれから補修等がかかってきますけども、年間に854万1,000万円ということで、そういうのが賄っていただけるのか。それと、今後ですね、公民館のそういう補修とか増設とか、そういうことについての今後の方針について、ちょっとお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 今委員さんが言われましたようにですね、公民館施設整備補助金ということでですね、平成20年度の要望書を提出させていただきました。そして、平成20年度は総工費で約5,700万円ぐらいで、補助金としてはやはり3,000万円ぐらいの要望が上がっております。これもやはり、昨年と同じようにまだ経済情勢が悪いのでなかなか予算的には難しく、平成18年度から854万1,000円ということで推移をしておきます。その中で、やはり何を優先するかということになりますと、危険性があるもの、緊急性があるもの、それとこの補修をしなければ、また後でお金がいっぱいかかるようなところと、それからある程度順番待ちです、待ってある方とかですね、そういうふうな形で今のところ選ばせていただいております。私の方も本当これ、補助金としてですね、予算が許せば対応したいというのは本心でございますけども、やはりこれも全体的な流れの中で854万1,000円になったと思いますので、今後とも財政担当とはいろいろ相談をさせてもらいたいとは思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） じゃ、次に進みます。

6目女性センタールミナス費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目文化財保護活用費、それから8目文化財調査費、廃目になっていきますが、文化ふれあい館費等について質疑はございますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 史跡地公有化事業関係費について、水城跡の件は一応終わるというふう

に、たしか施政方針の中で書いてありましたよね。  
水城跡の整備で、今2カ所言われているわけですが、今年いっぱいどこまで、もうあれで終わりなのか、ちょっとそこを教えていただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 平成19年度と平成20年度で水城跡東門周辺整備工事ということなんです

ね、整備をさせていただいております、今年広場の整備、来年この予算計上させていただいております1,500万円、トイレの設置工事ということでハードの部分、一定の整備をさせて完了ということで、今後、平成20年度の予算の中にも上げさせていただいておりますが、水城跡の保存箇所の調査あるいは植生調査ですね、立木の調査等を平成19年、平成20年度もさせていただいて、今後の水城跡をどう保存して、どう市民の方に見ていただくか。もうこれについては今後の、既に保存活用計画の中に整備方針つくっておりますので、その方針に基づきまして予算建てをしながらですね、今後進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） そのトイレというのはどこにつくるんですか。これだけはどうしても、どこかなと。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 平成19年度はダイハツ跡地広場を今整備しまして、今広場として開放をさせていただきました。その北西側というんですかね、一応ダイハツ側に計画を、約20㎡のバリアフリーのトイレの設置ということで計画をさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それで、今後の、この史跡地公有化ということでお伺いしたいんですが、平成20年度に調査をすると、平成20年度じゃなくて平成21年度になるのかな、そういう調査をもう一遍やるということなんですが、いわゆるあそこの一帯のその史跡地の購入が大体どのぐらいかかるのかなと。常々公有化の問題が文化財で毎年買われておるんですが、できれば集中的に水城跡をですね、今このときに私はやるべきじゃないかというふうに思っているわけですね。そういったことが可能にできないものなのかどうか。もうこういう厳しい折でもありますし、全体的なこともあるかもわかりませんが、一時期ある一定のところ集中をですね、史跡地の公有化が進められないかどうかというのをですね、ぜひお伺いをしたいんですよ。これは今後の問題にはなると思うんですが、できればご回答をいただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 太宰府市の文化財指定地、ご存じのように453haほどございまして、平成20年度の予算で公有化率が50%という状況でございます。その中で、今ご質問の水城跡につきましては、現在の指定区域の公有化率は70%ということで、さらに、ご案内と思いますが、水城跡の福岡側60mライン、そして水城跡の太宰府側が50mラインという指定拡張計画というものを持ってましてですね、その部分も含めると、その70%はもっと率が落ちるという状況で、それに対して、今現在国、県の方から特別にこの用地購入、公有化を進めるための予算建てをしていただいております。そういう予算確保していただいておりますので、基本的には積極的に公有化をですね、水城跡、それから太宰府市の蔵司ですね、水城跡と蔵司というものを重点的に公有化を進める。なお、まだ買い上げ要望というのが55haほど既に出ておりますので、その部分については史跡対策委員等で協議いただきながらですね、進めていくという

ころで考えております。

○委員長（清水章一委員） 安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 史跡地の問題ですけど、先ほど福廣委員も言われますごと、集中的にですね、やはり購入すべきだと思うんですね。例えばここにも家屋調査委託あつてますが、この大宰府政庁跡付近をどのようにするのかということで、やはりそういうところを中心にですね、水城跡あるいは政庁跡、やはり今買っているのがほとんど山林ですよ。それで、山林の費用をこちらに早く充てて、本当の史跡地の跡地をですね、早く買収すべきじゃなかならうと思いますが、その点の考え方を。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 例年、近年では7億円の用地公有化事業をですね、国、県95%の補助をいただいて進めております。その中の3億円については、水城跡と蔵司というか大宰府跡周辺を公有化を進めるためにですね、国、県から特別枠という形で数年前からいただいて進めておると、その残りの4億円、4億円について、まあ4億円の中ですね、また2億円、2億円について地元の要望が55haほど出ておりますので、2億円についてはそういう史跡対策費の中で協議をいただいておりますけども、基本的には先ほど言いましたように、7億円の中の5億円については基本的に太宰府市が計画的に、積極的に購入できる枠を持っておりますので、その辺、今おっしゃられましたように水城跡、大宰府跡周辺を積極的に公有化をですね、進めていきたいと。しかし、今言いましたように、まだ莫大な公有化面積が残っておりますので、計画的に、今言いました大宰府跡、水城跡を重点的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今議会の議案第6号でですね、今年度の買い上げについて議会で承認をされて、5億1,660万8,070円という形で議会が全会一致で史跡の買い上げを承認をしたところですよ。当初予算で6億3,520万円計上しておりましたが、現実のところ今年も6億6,520万円、前年よりも増額になっているんですね。それで、まず当初予算よりも少ない買い上げになっていますが、この当初予算からのそういう部分については、もう文化庁に買い上げできなかったからとか、買い上げ要望がたくさん出ているはずなんです、この予算上は6億3,520万円という部分に対して5億1,660万円、この差額の部分についてはどうしたのかというのが1点です。

それから、先ほど今年度も6億6,520万円計上してありますが、買い上げ要望が出ている中に対応、この金額が対応するのかどうか。以前は、よそが買い上げ切らなかったから、ぜひ太宰府で買い上げてほしいという形で追加要望もあつておりましたが、当初予算との差が1億円近くありますが、1億円はないか、やっぱり1億円あるね、この辺を。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 予算書の205ページの平成20年度予算のですね、331の史跡地公有化事

業関係費の中に17節の公有財産購入費と22節がございます。基本的に、先ほどから7億円という数字を説明しておりますが、17節の土地の部分と22節の物件移転補償ですね、この費目2つ、約7億円ですね。この事業として平成19年度も平成20年度もいかせていただくということで、国とも県とも協議しておりますし、今後もこの枠を継続いただきながら進めていきたいというふうに考えております。だから、補償物件が年によっては若干前後する部分が用地の方にちょっと食い込んだり、補償物件がなければ土地すべて7億円充てるというような形で進めておりますので、減額になったということではございませんので。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 文化庁としてはね、余り山ばかり買わずに、できればその建物、そういう、この今庁舎の前にあります史跡地に指定されている都府楼、政庁跡周辺を含めてできるだけ建物の買収もということですけど、建物を買収すると大変高い金額になるんで、議案第5号で示されているような、あ、6号ですか、こういう状況になると思うんですが、文化庁としてはできるだけ建物の買収ということで、私も長年対応していますが、建物買収というのはもう年に1件か2件しかないんですよ。だから、建物買収ができない状況という、また建てかえも特別に認めてますので、こういう状況になると思うんですが、今年の1件上がっているものは移転補償3,500万円ですか、これはもう一件ということでもいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 1件の補償物件ということで、国分の物件を計上させていただいております。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 特別史跡水城跡ですがね、これは太宰府市だけの問題じゃないと思うんですよ。大野城市も恐らく買い上げていると思うんですけどね。これで一体のものでいろんな史跡地の有効利用をしなければならないと思うんですが、そこで大野城市の買い上げ状況というか、情報というか、そういうのわかっていたら、100%もう向こうは買い上げているんですか、その辺はどんなですか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 買い上げ率、買い上げ面積まで、ちょっと今ここに、手元に資料ございませんが、まだ公有化率100%にいてないという部分、そして太宰府市と大野城市で水城跡整備推進協議会なるものをつくって、一緒にですね、連携して進めていこうというのは、両市長入っていただいた推進協議会をつくっておりますので、その中で進めております。今言われたように、公有化は大野城も平成20年度も予算要望して公有化予算をとりながら、今進んでいるという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） わかりました。その公有化率ですかね、どれくらいまでは今買っている

とか、ある程度範囲というか、その辺の情報もちょっと知りたいもんですから、よかったら資料をお願いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 後ほど数字を確認してまして、報告させていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 何といたしますか、家を建てたりいろんなことするときに発掘調査しますね。発掘調査をしますが、市内にですね、無指定のところがあるわけですけど、これはどういうふうな取り扱いをしてあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 基本的に市街化区域、調整区域、その都市計画法の線引きとは別に、基本的に埋蔵文化財で土地の下に遺構があるかないかをまず試掘調査をして、その試掘の結果、遺構があるということであれば、建物の目的によって行政が発掘調査をする場合と原因者の負担をいただいて発掘調査をするという方法をとって、埋蔵文化財の調査を進めております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） わかりました。ちょっと気になったのが、国民年金保養センターの跡に建てますよね、あれとか、今、内山道の三条から突き当たったところの下にですね、随分と重機で掘っているんですけど、ああいうところはもう試掘か何かされたんですか。

○委員長（清水章一委員） わかりますか。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 三条の突き当たったといいますと。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 三条から内山道に上って行って、九州情報大学がありますね。ほいで、菅谷団地があって、それから下に、向こう側に今度は内山区になって、下に下がったところに今造成、田んぼやったところを造成をしてまして、かなりもう重機が入って深く掘っているんですね。その点は、試掘をされたのかどうかというのをお聞き……。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 情報大学の運動公園計画ということで進めてある造成工事だというふうに理解……。

（「違う違う、35号線沿い」「下下下」「場所はわからんじゃろ」  
「35号線沿い」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 後で調べて報告を求め、わかりますか、場所。

（「リサイクルセンターか何か」「そうです」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 突き当たって左に曲がりますよね。すると、バイパス通ってますよね。

そのバイパスのこっち側。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 失礼しました。筑紫野・古賀線沿いの一角の造成されて、現在鉄骨の。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） いや、そうやなしに、今まだ何にもされていない。今造成をしているところ。その鉄骨の建っている後ろ。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） じゃ、場所を特定させていただいて、試掘の調査をしたのか、発掘調査をしたのかを報告させていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 後で報告をお願いします。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 文化財についてですね、今年もはっきり言って、1万9,000坪買い上げております。それで、予算書の234ページ、ここに教育債としてですね、この文化財を、今年も買い上げた6億円は、はっきり言って地方債として57億7,114万8,000円の、こういう中に含まれると、最終的には補助金として95%県が出して、太宰府市が持ち出しが5%になるんですが、これに対する交付金、補助金という形になるんですが、毎年1万坪から2万坪の土地を購入していけば、当然固定資産税が入らないようになる、ですね。だから、文化財として保護することはよくわかる。ただし、地方債として、これは52億7,000万円、これについては大変優良な国が保障している交付金として入ってきますから、地方債の中でこれは全額国が責任を持つと、市の持つのは5%だけだと。だから、問題は文化庁に全国でも類のない、こういう指定地域の中で毎年6億円から7億円買い上げていく。そうすると、固定資産税がやはりその分減ってきていますので、だからその特別交付税に入れているというけど、一度計算を出してみてくださいね。昭和30年から買収始めまして、少なくとももうこんな長い年限で、はっきり言って固定資産税で見ると、ここにある地方債の52億円の半分はね、固定資産税に該当するような状況になるんですよ。だから、はっきり言って国有地化されて、早言えば国有化されたものが、はっきり言って今筑紫野市では、たばこ産業あたりの固定資産税がたくさん入ってきています。本来、独立行政法人ですから、国立博物館も固定資産税を本来払っていかなくやらないけど、教育施設ですから、こらもう免除されている。こういう状況もいろいろありますので、今後これだけ買い上げを30年からやってきたが、どれだけ固定資産税が少ないのかどうか文書化してですね。やっぱり国会とか文化庁だとか、それから福岡県選出の国会議員に、やはりこれだけ太宰府は負担をして文化財を守っているんだけど、交付税措置が余りにも少ないという状況を含めて、国に要望していただくようなことをですね、市長指示もさせていただいて再三にわたってね、言っていたかないと、経済効果が国立博物館があって、それに見合うような経済効果があるじゃないかというような言い方じゃ、こら困るわけですね。少し、一度

この機会に見直していただくことが可能かどうか。それが1点です。

それから2点はですね、こういう、先ほども議長が質問しておりましたが、この209ページと、それから211ページに、以前も質問したように、今なかなか仕事がない中で文化財の発掘整理員という状況の中で、金額的には7,851万4,000円の、それ以外にまた急遽発掘が出てくると、この金額が増えてくるんですが。この方々には源泉徴収を行っておるのかどうか。当然源泉徴収を行うことによって、課税対象にならなければ還付になります。還付になるということは、申告書が提出されるということです。提出されるということによって、適正な課税ができるという問題があります、ですね。ただ課税対象に税金だけは取られて、本来は課税にならない人なんか、いろいろ税金制度というのはありますが、これは源泉徴収を義務づけているのかどうか。この辺もあわせてで、休憩の後に報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） では、休憩前に引き続いて会議を開きます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 武藤委員さんの質問の1点目にお答えします。

確におっしゃるとおり、史跡地の公有化につきましては、95%が国、県、残る5%が市の持ち出しになっております。そして、公有化が進めば進むほど固定資産税が減るというのは当然のこととございまして、それにも増してまた維持管理がかかってまいります。特別交付税につきましては、その維持管理費用が年間こんだけかかっているという数字を出して、特別に下さいねというふうに県に言っておりますが、その数字が幾ら来ているのかというと、非常にわかりません。

それと、ちなみに筑紫地区の近隣の特別交付税の数字を見ますと、大野城、春日は10万人都市にもかかわらず、太宰府の方が特別交付税としては額が大きいという状況ではあります。これはなぜかといいますと、学校とか史跡地の面積が他市と比べて特別に大きいということで加味されているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 先ほど佐伯委員さんのご質問の特別史跡水城跡の大野城市の公有化比率ということで、平成19年度末現在で95%という状況でございます、大野城市につきましては。

次に、不老委員がお尋ねの内山の調査箇所、大字内山527-1番地ということで、明日試掘をするというので、今、業務的には進めておるという状況でございます。

それともう一点、武藤委員さんお尋ねの発掘調査員の源泉徴収をしているかということで、

源泉徴収はしておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ずうっとこれだけ史跡地の買い上げによって固定資産税がはっきり言うてですね、交付税に入っているとって、幾ら入っているかというのは、特別交付税にしても、いただいた資料を分析してみたらね、本当入ってる入っていると云うんだけど、現実に特別交付税として幾らなのか、文化庁あたりにもね、言って、それから固定資産税もこれだけ敷地を買い上げているんだけど、草刈りの部分については古都保存協会に委託もしてね、㎡当たり50円出しとるというけど、本当に50万円出しとんならば、維持管理、これだけの面積買い上げて、㎡50円出しとんなら、こんな金額になるはずだというのは、数字上は出てくると思うんですよ。だから、もう少し国に対してね、やはり特別措置を考えてくれんかというのを、再三にわたってやる必要があるというのが1点です。

それから、今課長が言いましたように、当然源泉徴収はすべきだと思うんですよ、事業者についてですね。だから、源泉しないでもいいという法的根拠に基づいてやられているのかどうか。だから、必ず源泉徴収義務が、はっきり言ってね、本来あるんですよ。だから、源泉徴収して後で還付ということになるんですが、あなた方がどの審議会に出たって源泉徴収しとるでしょ。私どももはっきり言って源泉徴収をされておりまして、大変高い所得税を源泉徴収で引かれているわけですが、これだけ文化財発掘に20日以上勤務して、単価が6,500円とか7,000円の部分であれば源泉徴収はすべきだというふうに思うんですよ。それは税金の申告の還付によって戻ってくるという状況もありますし、それがほかの所得と合算して課税対象になるかどうか適切に見る判断があるんですが、こういう文化財発掘については、担当者と源泉徴収義務について協議をしていただくことが可能かどうか。だから、源泉徴収があれば、年金を受給している人でさえ源泉徴収をされてきているわけですから、それを計算してみて、雑控除で計算して返ってくるならば、申告を国民健康保険税の納税だとか介護保険料だとか、合わせて申告書を提出して還付を受けるということになるんだけど。まず、税法上の関係ではそういうふうになっていますが、こんな大きな金額、将来は1億円近くにも、文化財発掘に対して人件費がその中で占める割合はですね、今出ただけでも7,851万4,000円という、源泉徴収で単純に7%引きますと120万円ですよ。だから、その辺を検討いただきたいというふうに思っておきますので、今のところしていないということですが、今後協議をしていただきたいと。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 再度、会計管理者の方とも協議して、進めていきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 今、史跡地を買い上げしていますよね。その史跡地の買い上げの金額が2,000万円までは無税だということを聞いているんですけど、その無税になるのが税額控除、史跡地に売るということで税額控除が2,000万円ということですが。1回だけというか何回も

税額、年間に1回ですか、その辺の何か15%になったということも聞いているんですけど、その辺のちょっと税額控除の内容を説明していただきたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 昨年の税制審議会の中で租税特別措置法がですね、改正されまして、文化財の史跡地並びに特別史跡ですね、につきましては2,000万円控除が毎年適用されていたということでございましたけれども、昨年の改正によりまして、今後については一つの事業、例えば特別史跡大宰府跡という史跡地の購入事業というものが一つあります。あるいは大野城跡も一つ事業としてあるわけですけど、また水城跡とかですね、その例えば大宰府跡にAさんという方が土地をお持ちの場合に、平成20年度購入した場合、平成21年度は2,000万円の特別控除はもう一回で、2回目からはすべてかかるという意味じゃございませんで、あくまで公共用地としての協力をいただくわけですから、特別措置法では14%の課税をしますよと、2回目、同じ方が同じところの、同じところというか同じ大宰府跡の区域をお持ちの場合、2回目からは一般的な土地売買は20%ですが、長期譲渡所得はですね、通常の場合は14%の課税をさせていただきますという変更といいますか、改正がっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

なければ、次に進みます。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 13目ですね、トイレの清掃委託料467万2,000円あるわけやけど、これは何カ所ですかね、清掃場所は、箇所かな。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 文化財課で管理しておりますトイレの設置箇所は7カ所ございます。週に3回をですね、シルバー人材センターの方に委託しまして清掃業務を行っています。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） いや、それがですね、私はちょっと汚いよと、そういうふうには、これは特に女性の方のトイレですけど、汚いという苦情をちょっといただいたもんですからね。そこから辺のねえ、もう少し、今から桜見とか今度はそういう観光客が多くなるわけですけど、特にね、そういう時期に、シーズンはもう少し3回を4回するとかね、そういうあれはできませんかね、これ。特に政庁跡のトイレでしょうけどね。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） トイレ7カ所ございます。そのうち4カ所が政庁跡ということですね、あと水城跡、国分、観世音寺でございます。それで、1カ所、年間ですね、1カ所当たり100万円ほどの維持管理費が、上下水道、水道、清掃代等ですね、かかっておる状況でございます。経費的に最小限のですね、経費で維持管理を行っていきながら、また利用いただく方にはですね、快適なところまでは実際今ってない分があるかと思っておりますけれども、

極力清掃の中身につきましても、シルバーさんとも十分協議しながらですね、できるだけそういう清潔的な形でご利用いただくように進めていきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 前向きに検討をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連ですけれども、これは今、田川さんが言われたように、清掃の問題よりも、今全国各地といいますか、道の駅とかいろんな施設ができて、トイレがきれいなところは結構多いんですね。そういうところへ行かれた方が政庁跡のあのトイレに行ったときに、この大宰府政庁というのと、このトイレと比較したときにね、どうもこのトイレじゃもう古いし、汚いし、暗いしというね、そういう苦情は数多く我々も聞いておりますよ。すぐそれをきれいにしろとはなかなか言えない部分があるけれども、やはりこの大宰府政庁、都府楼政庁跡に見合ったようなトイレがね、今後についてはもう一遍やっぱり考え直す必要があるんじゃないかなというふうに思えますので、要望として聞いてってください。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。福廣委員の要望に重なりますけれども、今その観光地のトイレというところですね、結構チップ制を導入しているところも多く見られます。言われたとおり、そういうチップ制を導入しているところは本当きれいなんですよ、温水ウォシュレットもあって、トイレトペーパーダブルで、本当に快適に利用できるトイレが多くありますので、9月議会で原田議員が1人10円ということで一般質問をされてますけれども、そういったところがあられるのがこういうチップ制のトイレのところもあると思えますので、その導入も含めてぜひ検討していただきたいと思えます。

○委員長（清水章一委員） 10款教育費、5項保健体育費に入ります。

1目保健体育総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目施設管理運営費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款公債費、1目元金、2目利子について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） その次の廃款になっておりますが、災害復旧費について質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 予算審査資料としてですね、30ページ、災害復旧残高、まああれだけの

災害がありまして、本来災害というのは、太宰府は激甚災害に指定されておりましたが、前の議会でも大変論議になりました。災害にこんなにお金がかかるのかという状況がありまして、ところが国が軽微な災害復旧については、単独でやりなさいという状況だったんですが、その後、災害復旧債として返済をしておりますが、現在災害復旧債現在高見込額の3億7,589万8,000円、これが当然交付税措置になっているはずなんですが。まず234ページ、当初予算書の中でですね、去年の当初はですね、4億3,245万6,000円だったんですが、元利償還して今年度は3億7,589万8,000円になっております。当然災害復旧債として補助事業と単独事業と二通りに分かれておりますが、まず、先ほど委員長が言いましたように、災害復旧費について218ページには廃目になっていると、事業はないけど問題はこれだけの借金を、地方債をですね、払っていかなきゃならないんですが、交付税で元利償還95%と42%の交付措置で行っておりますというけど、交付税は、さっきから言うように、史跡地の買い上げであれ、何であれ交付税、交付税って、こう言うけど、全く交付税は増えなくて減る一方だと。だから、私としては何で交付税が、今度の場合は地方税まで、国は逆に市民税や県民税を合わせて10%にしたからという形で裕福になったという形で、交付税を減額したりしてきた経過もあるんですよ。だから、交付税措置、交付税措置と言うけど、本当に入っているというのがねもう、どう、あなた方が出していただいたこの交付税算定基準の、はっきり言って、私は、その2ページと3ページを計算してもね、そのとおりに入るとんなら物すごい金額になるんですよ。ところが、この計算方式の中で交付税が措置されていると言うけど、あなた方も一生懸命苦労しよるのはわかるけど、全く入ってないと私は思う。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 地方交付税、交付税につきましては、ご承知のとおり、日本のどこに行っても基本的なサービス水準を得られるというのを大前提につくられた制度でございまして、計算方式としましては、ここにいろんな計算方式があります。基準財政需要額、いろんな数字を埋め込んで、その数字を掛けていった分の基準財政需要額と基準財政収入額の差し引きの数字が交付税として入ってきますので、計算根拠としては、それぞれ数字を全部入れて計算されております。交付税につきましては、国の交付税枠のうちの94%を、特別交付税については6%というふうな割り振りがされておまして、特別交付税につきましては、日本で激甚災害があればそちらの方へがさっと持っていかれるというふうなこともございますので、余り見込むなというふうに県の方からも言われております。

したがって、結論といたしましては、いろんな数的根拠データに基づいて算定されておりますけれども、結果的には交付税として入ってくるお金は、基準財政需要額と基準財政収入額の不足分というふうな形でしか入ってこないという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あのね、その普通の交付税と違って激甚災害、この災害というのは特別なんですよ。普通の事業とか、そういう部分じゃなくて、激甚災害に指定されて、これだけの

被害があったために災害復旧というのは、早言えば、交付税として最優先せざるを得ないということなんですよね、激甚災害法に指定された場合。その部分でそれぞれ、はっきり言って元利償還金に対して95%、そうすると1億円近くの交付税が入っているかという、基準額の中に入れてしまっているから、そこに矛盾点が出てくるんですよね。だから、これは切り離して本来は交付税措置を95%しなければいけないのに、基準の中に入れていくと、ほんの1億円のうちに1,000万円か2,000万円かしか入ってないと、こういうことになるんじゃないかと、私は見る、ね。

だから、国が本来は激甚災害に指定した場合は、ここの部分で234ページに枠組みの2と3とあるように、2は災害の場合は国が責任を持ちなさい、地方自治体とあわせて対応しなさいということなんです。3番目のその他の臨時対策債と減税補てん債は、国のお金がないから地方自治体に借金してください。これも本来は保障しますよということで、こういう状況で地方自治体に国が押しつけてきた内容ですよ。ところが、基準財政需要額の中に入れられると十把一からげ、そういう状況の中では災害に遭ってこれだけの40億円近くのお金を支出したけど、本来は1億円の交付税措置をせざるを得ないのにしてないというのが、ここの中に出てきていると私が言いよるんですよね。だから、国に対して文句も言っていたかかないと困りますよと。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） まさにおっしゃるとおりでございます。うまくだまされていると言えはそうかもしれません。それで、ちなみに昨年市長が国に要望に行かれております、交付税をもっと下さいということで、だそうでございます。それと、普通交付税につきましてはおっしゃるとおり、元利償還金の分については普通交付税の方に算定されておまして、激甚災害になったときについては、その年に特別交付税枠で少し余計に来たりはしております。

以上でございます。

いずれにしても、もっと欲しいというのが実情でございますので、事あるごとに要望をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（清水章一委員） ここで、歳出全体について質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 前回のときに聞けばよかったんですけども、行政区事務費補助金というのがありまして、これは各隣組長さんへの事務補助になるかと思うんですけども、これにつきましてですけども、平成17年以前は、各隣組当たり1万円の補助金が出ていました。それから、平成18年に減額されて9,000円。いつのときか隣組の単位ですかね、世帯数が20世帯を1つの隣組として計算して、これまた算出されたと思うんですけども、平成19年度は8,000円になりまして、今回、平成20年度の予算の中では昨年より20%減額をされて、隣組1つの20世帯とすれば6,400円になるわけです。この減額になった理由をお聞かせ、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 行政区事務費補助金につきましては、確かに平成20年度につきましては、平成19年度に比べまして2割の削減ということとなっております。これにつきましては、新年度予算関係につきましてはの予算の枠というものがございます。そういった中で私どもの所管する予算の中で整理させていただいた結果、この行政区事務費補助金について2割減というふうなことになったものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 非常にですね、やはり市の財政的には今厳しい状況でございまして、やはり各部署に対する枠も減らされてはいると思いますけども、内容によってはですね、これは減らしてもやむを得ないんじゃないかというのと、これは減らすのはとても、ちょっとどうかなというのもあるわけですね。私はこの件についてはですね、今のご説明では皆さん方に理解をしてもらうということは、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。そのほかに理由はないわけですか、それだけですか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 新年度予算の枠の中で調整をさせていただいた結果ということでございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） じゃ、私の考え、意見を述べさせていただきます。

今ですね、地域コミュニティを図ろうというふうに推進をしようとしておりますですね。この地域コミュニティの中で、やはり行政の一番末端で大変なご苦勞をお願いしているのは隣組長さんですね。隣組長さんは、回覧を回したり、広報を配ったり、そういうことだけでなく、各行政区の中で区費を徴収したりですね、それから今、今度の提案がっておりますように防犯組合を各行政区につくろうともしているわけですね。これの防犯組合、防災組合、そういったものの中心的な役割をするのは、やはり隣組長さんだと思うんですね。だから、そういった中で、これは感情的に逆なでするような措置じゃないかなというふうに私は思っているわけです。隣組長さんは、それだけやなくてもですね、地域活動の福祉とかですね、安全・安心とか、そういった皆さん方の暮らしも注意しながら毎日毎日ですね、やっているわけですね。そういった中で、ただ財政的に苦しい、枠が、範囲内がこれだけに決められているから20%削減しましたというようなことで、私どもはこれに納得するわけにいきません。どなたか、これに対するご返答をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 私のちょっと聞くとところなんですけども、関連で区長さんですかね、区長さんが今たしか、勘違いじゃなかったら740円掛ける世帯数プラス均等割やなかったなあとと思うけども、その分は変わりはないのかなあという部分と区長さんの報酬の算定基準をちょっと教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 区長さんの報酬につきましてございますが、平等割がございます、それと世帯割ということでございます。世帯割については、年額の720円の世帯数というふうな形での算定になっております。平成19年度と平成20年度については、変更の予定はございません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 組長手当の件についてお答えをいたします。

事務費補助金ですが、いわゆる組長手当ということですが、そのほとんどがですね、自治会活動となっています、組長さんが行われている仕事についてはですね。それで行政としてお願いしているということは、広報を区長さんのところに配付しまして、それを区長さんのところで組単位に振り分けして、それを組長さんがいただかれて、自分の組にそれを回覧されるなり配付されたりということで、ほとんどが自治体活動というような行動ということで今回予算の枠を狭めまして、配分したということでございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） もちろん、そのとおりではございます。各区ですね、行政区の中で隣組という組織をつくっているんですけども、隣組の組長さんというのは任意になるわけじゃなくて、それぞれの隣組の編成の中で必ずどなたかがなってもらおうというシステムでございます。そういった中で、区長さんが隣組長さんをどなたかお願いするときに、じゃ何にもなくてですね、お願いするのが本当にベターなのか、あるいはその行政区の中でですね、確かにいろんなことをお願いするわけですね。それはまず組長さんをお願いするわけ、そういった中で市からこういうふうに事務補助金をいただいたものをですね、それのみとか、あるいは業績によってはですね、少しそれをプラスして組長さんにお渡しする、あるいは組長の中でこれをどういうふうに使われるかは、またそれはそれぞれあると思うんですけども、一つの状況としてですね、ただ今部長がおっしゃったように、これは市は組とは、自治会の中でやっていることだから市は関係ないとおっしゃるんだっただけですね、そしたら広報とか、そういったものはもう郵送とか、そういったものでやった方が、これは安上がるわけですね。これは地域のコミュニティと私が言いましたように、協働のまちづくりの中でこれは十分に考えられたことでの返事かどうかということをもう一度伺います。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 先ほど組長さんにつきましては自治体活動の一部として活動されているというふうなお答えをしたんですけども、まさに輪番制でですね、手当が出ているから組長をするというようなところはないんじゃないかなと思います。区長さんのもとで組単位でまとめていただいているというようなことは重々わかっていますので、その分についてはやっぱり2割を削減した残りを手当として支給するというので、今回そういう措置をしているというこ

とですので、ご理解していただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） これはですね、もう部長と堂々めぐりでやってもしょうがないんですけども、この件についてですね、もう少し検討していただいて本当に市全体ですね、協働のまちづくりの観点から、そして私がこれ申し上げますのは、昨日この書類をある区長さんからいただきましてですね、どこまでこの費用を下げんだというような苦情を言われました。だから、区長さんそのものがですね、納得してなくて、やはり不満を持ちながら持ち帰っているんじゃないかなというふうな気がいたします。で、そういった中でやはり議員にそういうふうなことについてどうなったんですかというふうなことを聞かれるということ、私どもは真摯に受けとめて今私も言っているわけです。もう一度再考されるかどうかお伺いします。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成20年度の予算につきましては限られた財源の中で縮小を加えながら歳出予算を計上しておりますので、ぜひ今回提案しております予算でご承認いただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） もう予算は組んでいらっしゃるからですね、今さら予算を云々というのなかなか難しい問題はあると思います。1年間まだあるわけですけども、その中で考慮いただいて補正なり何かの措置をしていただけるかどうか、お伺いします。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 当初予算を現在議会の方に提案しているわけですので、補正を考えるとというようなことはここで発言は避けさせていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 済みません、ちょっと質問、漏れまして2点お願いします。

1点目が、総務費で後からご回答いただいた分で、またホームページサーバーの件ですけど、これがレンタルなのかそれとも自前なのか、もしレンタルだったらその更新、新しいのに変えるのは業者の問題ですから払う必要ないと思うんですよね。その辺がどうなのかが1つ。

で、もう一点が、10款教育費に関しまして、昨日中学校の卒業式に出席させていただいたんですけど、相変わらず学業院中学校ですけど混合名簿なんですよね。恐らく他の小学校、中学校もそうじゃないかと思うんですけど、そもそも非常に議論あるところで、男女をそういうふうな形のごちゃごちゃするやり方ですね、制服も違うし座つとう場所も違うわけですよね。しかし、何で名簿で一緒にするのか。聞くところによると職員は、いわゆる役に立たないようなもんじゃなくて、きちんと自分たちは別に男女別に分けたものを持ってやっていると。ああいうふうなところでやるというのは、まあどこかやっぱりいわゆるイデオロギー的ですね、政治的なものも感じるので、やはりこれは以前に戻していくべきじゃないかと思うんですけ

ど、教育長ないし市長のお考えを聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） いいですか、教育長。

○教育長（關 敏治） 今ご意見を伺いましたけど、まあこのことについてはいろんなご意見があると思っております。しかしながらですね、いろんな流れの中でこういうことになっておりますので、どうかぜひご理解いただきたい。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 理解がなかなかできなくてですね、ほかにもたくさんそういうふうな声を聞きます。場合によっては、じゃあうちの子供はその名簿に入れなくて、枠外に入れてくれというふうな声もありますけど、実際そういうのが、じゃあ声が出てきたらどう対応されるのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに申しましたようにですね、現状をいろいろ考えていただいて、やはりこれがいい方法じゃないかと思っておりますので、議員様からもどうかそういうことを考えんで認めてくれというふうにしていただければありがたいと思っております、はい。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） もう次の、回答を。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 詳しくはちょっと後で調べて報告しますが、5年たって入れかえというふうに言っておりますので、多分リースではないのではないかとこのように思っておりますが、確認してご連絡いたします。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） はい。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 189ページなんですけれども、この中ですね、耐震診断委託料というのがあるんですね。これはどこなのかということと680万円という金額が出てますが、これの根拠をちょっと聞きたいんです。ページ数は189ページです。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この耐震診断委託料につきましては、本年度ですね、平成19年度、耐震の診断をいたしております。小学校3校、中学校1校でございますが、これの国庫補助、工事を行うため第2次評価委員会、そちらの方にですね、評価の審査をお願いする委託料でございます。したがって、この審査を受けることによりまして2分の1相当額の国庫補助申請を行うためのものがございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） いいですか。

大田委員。

○委員（大田勝義委員） 根拠はわかる、これ金額の……、根拠がわかります。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 根拠につきましては、これは審査委員会につきましては県の外郭団体でありますところに見積もりをとりまして、その数字を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） じゃあ次に、20ページ歳入に入ります。

（「いや、歳出終わります」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） あっ、歳出まだ、あります。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 組長の手当の減なんですけども、今不老委員さんもねえ、言われたとおり、私もそのとおりだと思います。私もあの区長からねえ、これ、うん、田川さん今度は組長をする人が今度はおらんばいと、私は区の選考委員長をしとる関係上ですね、やっぱりそういう役員をつくるのに一苦労なんですよね。だから、やっぱりそこら辺はですね、で、私が一番こう懸念は、平成18年9,000円、それからねえ平成19年8,000円、何で今年だけ20%カットで、あのねえ、そういう疑念があります、うん。まあこっちも10%でええんやったらですね、まあそりゃあ出た区長さんたちもそうあの腹立ちはなかったろうと思うんですけど、特にそういう関係上ですね、またこれやっぱり今不老委員もおっしゃるように補正か何かでですね、またするとか、そういう検討を市長、これそういった検討をしてくださいよ。そうせんと区が混乱するからですね、毎月1回組長以上の会議をしよるしですね、そういったやっぱり今度は、それがもうねえこういうことであれば区長さんもなり手がなかったらですね、もう区が本当やっぱり混乱するから、区長が今度はまた非常にねえ、区長に今度はなり手が無いわけですよ。まあそういうことですから、ひとつ何とかですね、この問題はやっぱり慎重に市長ご検討をお願いします。要望として申し上げておきます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと今日、後からということになっていると思うんですが、私はこの歳出の関連のある給与明細、それから当然この歳出の関係では債務負担行為ですね、これもその先にして総括的な、また一部事務組合に対する歳出の関連があるんですが、ここまで審議をして全体的歳出全般についての審議をしていただきたいと思っておりましたが、改めて給与明細、債務負担行為それから土地開発公社に対する債務負担行為、一部事務組合に対する債務負担行為、それから地方債残高、これは歳出が終わった後にするともうこの部分では審議が終わればそのままということになりますが、関連が歳出にかかわる問題については、歳入全般、歳出全般が終わった後にこれをやるということになるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 審議事項としてはですね、この段階で歳入を一応終わります。次に歳入に入りまして、そしてそれが歳入の審査が終わった後に債務負担行為それから地方債、そし

て給与明細書、さらに234ページまでの各調書についての質疑を受けまして、最後に歳入歳出全般についての質疑を受ける方向で考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

今までのとおりですね。そうでしょう、だから従来どおりでございます。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あっ、そうね。

○委員長（清水章一委員） はい。

（「よし、行こう」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、ほかに歳出、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ここで休憩に入りまして1時から歳入に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続き会議をさせていただきます。

午前中の委員会で武藤委員から質問がございました源泉徴収の問題について、会計課長の方から補足説明がありますので、よろしくお願ひします。

会計課長。

○会計課長（和田有司） 午前中、武藤委員さんの方から発掘作業員の賃金、これに対する源泉徴収票の発行ということでお尋ねがございましたので、私の方が統括をしておりますので私の方から回答をさせていただきます。

発掘作業員の賃金につきましては、基本的に給与所得の扶養控除等の申告書、これを提出はさせておりません。したがって、源泉徴収は基本的に税額は0円ということで源泉徴収票、要するに支払い金額に対する源泉徴収票を発行をいたしております。これに基づきまして50万円を超える支払い者に対しては税務署に源泉徴収票を送付いたしております。それ以外につきましては各市町村の居住地ですね、居住地の市町村に送付をしておるということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、20ページの歳入の方に入ります。

1款市税、1項市民税、1目個人、2目法人について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変忙しい中に資料を出していただいて、予算審査資料の4ページですね。今委員長からありました歳入の20ページに滞納部分が4,879万6,000円、滞納の部分については特別収納課では大変努力はいただいております。それでここに書いておりますように、平成18年度の滞納額約3億8,200万円、平成19年度における収納状況、2番目に個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税について平成19年度の滞納見込みということで、出していただいて、滞納額について収納した内容と収納率が出されております。

しかし、現在のところ市民税から都市計画税までの滞納額が3億7,467万6,855円、これが平成18年度で、まだ5月31日までありますが平成19年度について、滞納見込み額として1億4,431万2,000円と、収納率については98%がやはり99%ぐらいになるんじゃないかと思いますが、滞納繰越分として計上しとる金額は合わせて5億6,000万円ぐらいのうち、法人市民税の滞納見込みが、512万2,000円と大きな金額になっていて、事業がうまくいってないとかの事情もあると思うんですが、この収納率向上によって歳入歳出の関係でもですね、事業の進捗が補正でできるわけですが、この部分について滞納状況を、当然もう市民でない方もおられるだろうし、ただ一番問題なのはこの法人が倒産をして平成18年度73万4,270円が法人市民税の滞納になっているのかどうか。それから、固定資産税についてがですね、平成18年度2,266万7,000円、それから平成19年度が5,959万8,000円という、固定資産税の滞納がちょっと大きい金額が出ておりますが、この辺の特徴点がありましたら報告をいただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 全部一緒くたについて私の方で徴収に回っているんですが、今年ですね、平成19年度は国から地方へ3兆円の税源移譲と定率減税の廃止になっております。その関係で、市県民税が平成19年に比べて1.4倍、約16億円ぐらい増額となっております。その関係で徴収にかかわってきておりますので間違いのないような数字で上げてきております。大体もう少し上がると思いますけど、今年は結構難しい状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただある一定、こういう状況で滞納が5億円、市民税だけでですよ、5億円ですから、この徴収を大変努力はいただいていると思うんですが、計上しているのは4,800万円ぐらいだと。だから、これが、その収納率が向上されれば歳出の関係でも様々な一般質問も行われている事業もできるわけですが、やはり徴収率、固定資産税とかこういう問題やら市民税もありますが、昨年決算ではですね、この決算第15条に基づくのがもう大量にこうもう取れないという形で議会承認を求めたことは事実でしょう。それでその以外の部分がこんな状況で残とるわけですから、だから収納率向上には努めていただかないと、やはり5億円というのは大変な金額ですので。

だから、私の方としては4,879万6,000円が見込みとして5億円ぐらいの大体今年はですね、平成18年までのというのは平成14年からの部分もあるかもしれませんが、固定資産税について

差し押さえしたものになっているかもわかりませんし、いろんな情勢が内容的には15条の関係もありますが、ある一定処分するときには地方税が最優先する場合がありますしね、だから今年の見込みとして5億円ある中でたった4,800万円しか滞納繰越分として計上しているのか、余りにも差が大きいんで、収納率の向上をどのぐらい行うのかというふうにお聞きしているところですよ。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 収納率向上に向かってはですね、今現在ですね、夜間訪問、それとその話に行って調整がつかない滞納者についてはですね、今インターネットで公開をしておりますし、そのインターネットについては今日ですね、今日までホームページで見ることができます。

それと、その前にどうしても悪いところについてはですね、家宅搜索と申しますか、家に入って搜索を行っている状況でございます。職員一丸となって5月まで夜間訪問で徴収に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。

○委員長（清水章一委員） 1款2項固定資産税の1目、2目について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1款市税、3項軽自動車税、4項市たばこ税について質疑はありませんか。  
福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、市たばこ税の減額はその要因は何ですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） たばこ税につきましては、この減額ということで減っております。それで、減の理由につきましては、皆様もご承知だと思いますけども、受動喫煙防止をうたった健康増進法というのができました。そういった影響を受けているものと、あと嫌煙権と申しますか、そういう嫌煙権の拡大ではないかということですね、私どもの方は予測いたしております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、この見込み額どおり減額された方がいいということですね。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） いえ、そうではないんです。私どもの方も市の方でもたばこ組合というのをつくってありますし、そちらの方で広報活動それからいろんな、太宰府市内においてたばこを買っていただくようにとかですね、買い置きについても太宰府市内でお願いしたいということで、たばこ組合の方にもお願いします。そういった活動もなされていますので、上がるよ

うにですね、努力はいたしております。

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

1 款市税、5 項特別土地保有税、6 項都市計画税、7 項入湯税、8 項歴史と文化の環境税までご質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 歴史と文化の環境税ですけども、駐車場事業者が代行して税を徴収しておられるわけですけども、その事業者が納めるというか、納税の件数ですね、事業者の中で皆さんこの歴史と文化の環境税を納めていらっしゃるの100%の、額じゃないですよ件数ですよ、事業者の件数なんですけど、それが皆さんしておられるのかということと。

環境税がこれができたときの事業者、指定事業者の基準でですね、当初年間10日以内は免除する、あるいは5台以下だったら免除するというふうな、基準があるんですけども、国博が開館したことに关しましてですね、状況が少し変わってきて、10日以内で今まで課税してなかったところが10日以上やっているとか、あるいは5台が少し増えているとか、そういう状況が変わってきているんですけども、それについて見直しとかというようなことはされたのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 歴史と文化の環境税でございます。現在の事業者数につきましては29事業者でございます。当時導入を平成15年にしておるわけでございますが、その当時が大体19事業者でございましたけども、平成16年に25事業者、それから現在29事業者ということで推移があっておりまして、それぞれ加入されて支払いの方をですね、税の納入をいただいているという状況でございます。

それから、国博の関係で効果が結構上がっているということで、今回のことにつきましても6,800万円という税収があっているわけでございます。それで、その効果それから5台という云々が条例の中でもございますけども、私どもの方の職員も駐車場の方を回るといいますか、どういう状況かなということで、2人職員がおられますけども、立ちどまって見るわけにはいきませんもんですから、車でですね、移動しながら一応確認といえますか、どういう状況かということだけですね、把握させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） では、次に進みます。

2 款地方譲与税、1 項自動車重量譲与税、2 項地方道路譲与税について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、2 款の地方譲与税で、自動車重量譲与税が1,150万5,000円のこの減額ということですが、今年はこれだけ1,150万円も減額というか、こういうその自動車の重量税、車検時とかそういういろんな部分もあるんですが、見込みとして前年より1,150万円下げたというのは、見通しをどこの、今年の歳入と比較して引き下げたのかという部分をまず説

明をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 決算見込みベースで見えております。平成19年度の自動車重量譲与税につきましては1億5,000万円を決算見込みで見えておりますので、それを決算見込みをベースとしたところで予算を見ております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、これはまあその結果を見てみないとわかりませんが、当然車検もあるだろうしですね、新規取得の問題もあるだろうと思うし、これについては少し変動が決算上にはあるというふうに見ておいていいですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） はい。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、じゃあわかりました。

○委員長（清水章一委員） 次へ進みます。

3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款ゴルフ場利用税交付金までについて質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、この利子割交付金、これがですね、まあ金利関係もあると思うんですが、当然預金すればですね、税金が引かれます。ところが、今年は3,130万円の減額の特徴、それから逆に、配当割交付金ですね、1,163万6,000円の増額になっているという部分がありますし、この増減との特徴と、それから今特に株式投資が相当利益率が上がっているんですが、これは逆にですね、2万2,000円下がっております。先ほどの休憩時間ですが、今ドルが安くなっているんでドルを今買ってですね、100円ぐらいで手数料を含めて買って二、三年後には120円になるわけですね、大変な利益が出てくると。当然その株式譲渡利益という形でですね、収入が入ってくるわけですが。そうすると120円ぐらいになると一挙に10万株ぐらい買うとね、それから、1億円ぐらいの利益が出ると。まあ市が買うわけにいきませんが、まずこの部分とですね、それから3点目は、この地方消費税交付金、もうこれはですね、本当に中小企業1,000万円以上についての所得があるとですね、赤字になっておってもこの地方消費税がかかるわけですね。赤字には一切これは関係ありませんから本当に中小企業はこの不況の中で、売り上げの部分について、私も大分貢献しておりますけど。それが増えたということは赤字になってもそれは当然消費税を払わなきゃならない義務がありますから、この特徴点も含めて報告いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） お尋ねの3つの税につきましても決算ベースを見込みに予算を計上しております。

まず、利子割交付金につきましては決算見込みが3,690万円程度、配当割交付金が3,410万円程度、地方消費税交付金につきましては5億3,579万3,000円ということで、ほぼ決算見込みベースで見ております。おっしゃられるように利子割交付金とか配当割交付金については非常に見込みが難しゅうございますので、一応決算をベースにさせていただきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、その利子割交付金それからタンス預金するよりもお金をですね、保管という利の出る形で預金をして、それから当然利子がつけば所得税というか、国税、地方税、こういう形の部分が、もうこれも変動があると。配当金についても変動があるけど、決算見込みで出していると。ただし消費税については当然この消費税の申告者数はわかりますよね。太宰府市の消費税の申告を筑紫税務署に出すとか、筑紫税務署の場合はそのまま入ってきますが、事業所が福岡市にある場合ですね、福岡市に事業所がある場合はこの太宰府にはこの地方消費税は全く返ってこないのかどうか。太宰府市民でありながら事業所が福岡市の場合、福岡市で消費税の申告書を事業所の所在地としてやる場合と居住地で消費税の申告をするのと、私その辺がよく内容的にはわかりませんが、市外で営業されている方の消費税、居住地は太宰府市、この場合の消費税の納付は基準的にはどうなっているのか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 都道府県間で相殺されました2分の1相当額が市町村の国勢調査人口及び事業者数で案分されて交付されるというふうになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると太宰府市のその事業所の総数の納めた地方税分というのは一度県に集められて、県からこれをまた配分すると。そうすると現実に太宰府の事業所が納めた消費税額がそのまま県税と地方税と分けて入ってくるものじゃないと。概算的なものというか、そういう実数とのかけ離れがあるというふうに受けとめていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 多分そうだと。

○委員長（清水章一委員） 多分そうだということですので、きちっとした報告を後でしてください。いいですか、ほかにございますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私は太宰府市に納めるつもりで消費税を納めとるのに、太宰府市に入っ  
てこなくてね、県に集められて人口配分、事業所配分でやるというふうになると、そっ  
ちの方が得なのか、それとも太宰府市の市民が納めた税金がそのまま県税と地方税と分けて入  
ってくるのが得なのか、その辺は私どもよくわからないんだけどね。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） いずれにしましても、最終的にはその人口と事業者数で割り戻して

きますので、人口が多いところの方が有利だということは間違いないと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 消費税の申告書を税務署に出しに行くね。3月31日までに消費税を払わないかんと。そうすると太宰府市で消費税の申告者が何人あるかという報告なんかは、申告書が地方には返ってこないと思うんですよ、太宰府市には。所得税の2枚目は返ってきますけど、申告書、ただしその消費税の2枚の部分の1枚は県に行くわけであって、太宰府には返ってこないでしょう。だから、太宰府市で1,000万円以上の売り上げの消費税の申告をしている総数をつかむというのは難しいというふうに受けとめていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（宮原 仁） 今、武藤委員さんが言われたように、申告書の写しというのは県の方に参ろうかと思えます。その県の方で受け付けたものをそれぞれの市町村の方に数的なものは多分地域別として存在いたします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いずれ大変な仕事と思うんだけどね、一度太宰府市の事業者というのはたくさん、県下の中でも太宰府市が一番少ない事業所数ですよ、西の方の春日と比べてみて。それで、この方式でいった方がまあいいのかどうか、県に人口割と事業者割で、先ほどの経営企画課長の方が言いましたけど、事業所が一番少ないからですね、太宰府市の場合は。法人の総数を見ても中小企業者数について商工会の会員総数を見てもですね、筑紫野市や春日市や大野城市を見ても一番少ないんですが、ここで言う地方消費税が今年は5億3,580万円という金額がね、その方式の方が得なのかどうか。消費税業者が何人あるのかは、できれば時間もかかるかわかりませんが、調査もしておいていただきたいなというふうに。わかりませんと、今日の段階でこういう質問をしてわからないというのも当然だと思いますので、ちょっと時間をかけて検討をしていただきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） じゃあ次に進みます。

8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、2項特別交付金、10款地方交付税、10款まで質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 地方交付税、10款1項のところでも聞きたいんですけども、本年度から政府が新しくつくった地方のためですね、地方再生対策費、これがですね、どなたか資料要求していただけてますけども7,000万円強の増額になるとも書いてありますが、総務省の発表だと大体人口5万人規模のところですね、1億3,000万円程度になるんじゃないかという試算があっているんですけども、現実的にはやはりこれの半額程度しか入ってこないだろうということなのかということが1つと。

それからですね、これの測定単位としてですね、人口と耕地及び林野の面積というふうになっているんですけども、この太宰府市の場合史跡指定地がかなりあると思うんですが、この史

跡指定地の扱いが一体どのようになるのか、この林野であればやはりこの中に入っているのか、それとも入らないのか、この2点教えてください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） お尋ねの分は地方再生対策費ということで、今回特別枠ということで基準財政需要額の方で算入されることになっておりまして、おっしゃいましたように、人口5万人であれば1億数千万円というふうな、平均的な数字としては出ております。

ただし、これについてはあくまでも平均でございまして、算定の根拠につきましては第1次産業の就業者の比率とか高齢者人口の比率等で数字が配分されるというふう聞いております。太宰府市の場合は第1次産業が少ないということもございまして、福岡県の説明会の中でもこういう、この平均値等に来るというふうには見込まないということ、くれぐれも言われております。

それとお尋ねの件については、史跡地については多分林野の部分には入らないというふう聞いております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 入らない。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 入らないというふう聞いています。

細かい数字はまだ、ちょっと完全な数字は持ってきておりませんので何とも申し上げにくいですが、多分入らないというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 多分入らない。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず26ページのですね、地方特例交付金のところでですね、この減税補てん特例交付金3,000万円ですが、予算書の234ページをお開きいただくと、ここに減税補てん債として前年度末20億508万2,000円、当年度末現在高が17億8,229万4,000円、これだけ減税補てん債として国が借金を地方自治体に押しつけて減税補てん債特例交付金として3,000万円しか入れてないと。あとこれだけの戻りがあるんだけど、この3億円分ですね、起債見込みはないですが、後年度償還額として2億2,278万8,000円を返さなきゃならない。ところが、国からはたった3,000万円しか入ってきてないという状況ですが、そこの中で私が予算審査資料をお願いしたところ、交付税制度の問題については平成18年度は30億547万9,000円、平成19年度見込みが28億9,187万8,000円で、今年の予算も28億5,487万8,000円、ほんのわずかしこ交付税というのは伸びてない。

だから、ここ中で交付税が削られるのは、減税補てん債としての特例交付金としては3,000万円、返済額は2億2,278万8,000円、何か国の制度がですね、地方自治体にむちゃくちゃに押しつけた結果がこういう数字であらわれてきていますが、特例、地方交付税の中に減税補

てん債が幾ら含まれておるかこれもまたわからない。これの資料をいただいたこの中の2ページ、3ページですか、まず3ページのですね、下の方に基準財政需要額の中で下から何番目になりますか、もう小さな字ですが、財源対策債それから減税補てん債として補正前の数値から出てきてですね、最終的には基準財政額に入れられているのはこの数字で最終的には基準額としては減税補てん債が2億281万2,000円と。だから、交付税が大体どのくらい算入されているかという数字と特例債の関係では、国はもう次から次に数字上で地方自治体に負担をかけているということがここで見られるんですが、この返済金額とのバランスを見てあなた方の財政担当としてどういうふうに対応されているのかですね、その辺説明いただければ。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 国の制度が税制も含めていろいろ変わっておりまして、国の交付税の枠につきましても一定の枠がありまして、その枠では足りないということでまた借金をして地方に回すような形もとっておられます。

それで、お尋ねのこの数字についてはこの表の中に書いておきますとおり、国については当然歳入はされております。ただ、先ほど申しましたように、実は交付税で来るのは基準財政需要額と収入額の差ということですので、あくまでもこの数字が算定されて入ってきたときに振りかえをします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この2年前の部分でも言ったように、内簡というのがありましてね、大蔵省が、財政局長が内簡を出して地方自治体には負担をさせませんよと、必ず今お国が財政が厳しいから減税対策債やその補てん債で対応をしてください。必ず交付税措置をしますと言っておってですね、借金をして財政をしてほしいというふうに内簡で通知を出して、各地方自治体、県の担当者を集めて説明を受けた。これは保証されたと思っておったら交付税基準に入れてみたら入ってきている金額はほんのわずかで、返している金額よりその少ない金額を交付税の中に入れ込んでいるというふうに私の方としては見ているんですが、私が今質問している内容は全く違いますか。必ず返済される金額の中の部分が交付税の中に入っているというふうに言えるかどうかです。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 国も地方が税収が不足になって赤字になるのは非常に困るというのがまずあると思います。それで交付税で割り当てをしますけれども、それでもなおかつ足りないから国と地方が借金してさらに地方に配分しようということここ数年来ていると。その借金した分については当然交付税の基準の算定の中に入れていきますので、国が言っているのは基本的には間違いではないというふうには思っております。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、国がそう言いながらね、地方自治体をいじめるとのことこのこ

で数字を見とると出てくるでしょうが。国の言うとおりにすると地方自治体が崩れると。だから、合併したところが今ごろになって泣きよるでしょうが。過疎化になったりね、部落がもう本当消滅したり、国が保証すると言ったのを出さないようになったり、もう合併したところが何で合併してこんな苦勞せないかんと言うて全国の3,800か、はっきり言って1,800になってね、過疎化になり人口が減りね、補助金が削られたと。これ市長が合併しないって筑紫野市が呼びかけたときに、市は市の考え方がありますというのは私は正しかったと思いますよ。今ごろ合併しとったらもう太宰府もほかされとる。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 11款交通安全対策特別交付金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款分担金及び負担金、1項分担金について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料をお願いしたところ、大変忙しい中に資料を出していただいてありがとうございます。

まず、予算審査資料の8ページにですね、国、県の保育所運営負担金と保護者の保育料別、公立、私立ともにと、保育所には独自の補助金を出しておりますが……。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員、今12款の1項1目ですか。

○委員（武藤哲志委員） 総務負担金を言っているわけ。

○委員長（清水章一委員） えっ、1目の農林水産事業の分担金について。

○委員（武藤哲志委員） ああそうですか。

○委員長（清水章一委員） まだここじゃあ、まだそっちへ入ってませんので、次行きます、そしてたら。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあもう行かせてください。

○委員長（清水章一委員） はい。12款分担金、負担金、2項の負担金、1目、2目、3目で土木関係まで質疑を認めます、質疑を許可します。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ありがとうございます。それで、この資料を見ておまして、現在公立保育所について五条保育所と南保育所は一般会計の中の交付税措置という形になっておりますので、まあ運営費負担金、国、県費については地方自治体直営の保育所については交付税措置というか、こういう状況のためにありませんが、保育料については五条保育所が2,170万8,935円、それから南保育所が656万1,720円ですが、市長の施政方針で4月から定員60人を90人ということで、これは保育料収入は今後上がってくるんじゃないかと思います。

それと同時に下の方にですね、各保育所が、管外保育所まで含めてですが、五条保育所、南保育所については運営費の補助を出してはませんが、保育所太宰府園から都府楼保育所ま

で、こういう状況で6億4,604万5,640円、この部分についてですが、保育料については新たに国が少し保育料制度を変えろと言っているんですよ、2007年度の予算でですね。こうなった場合に保育料は少し変わるかどうか。それから幼稚園もそうですが、小学校の就学している部分についても幼稚園についてこの国の補助基準を改定しています。保育所もある一定の部分の改定があるんですが、保育料の変動が今年見られるかどうか。

それから、社会福祉法人に対して出しているその基準について簡単に説明をいただきたいということで、担当部の方から説明いただけませんか。1つの保育所にやはり1,000万円から少ないところでは990万円ぐらいありますが、市立保育所の運営委託料、これについてです。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） まずは保育料の関係でございまして、平成19年4月から保育料の国の単価が見直しをされています。で、そういったことを反映しまして現在徴収するというところで予定しております。

それから、基準につきましては定数とかですね、入所している人員、そういったことで保育単価を掛け合わせて運営委託業者に支出しております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあ、今待機児童をなくすという形で市も努力をいただいています。が、当然この定員が定数に対して今最大限認めているのは、定数に対して20%まで社会福祉法人というか、法律、どの範囲まで定員、定数以上を受けるとを認めているんですか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 125%まででございまして。それで、状況としましては、各年齢で定員を設けていまして、例えばその枠、どう言ったらいいんですかね、定数を満たしていれば、さっき言いました125%になるんですけど、この定員数に満たない保育園も現にございまして、平均118%とか百十五、六%というような状況でございまして、最大は125%まで入所を認めています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一番はですね、はっきり言って0歳、1歳、2歳、この部分が一番その保育所の希望が多いんですよ。逆に4歳、5歳になってくると幼稚園という状況になりますが、乳児の受け入れ枠というのはそう簡単にはいかないと思うんですよ。保育士さんの数の関係もありますが、問題はその乳児の受け入れが範囲内としてその定数の枠内で125%まで受け入れられる体制が現実にあるのかどうかですね。だから、3歳未満児と、それから3歳以上というの関係がありますが、手のかかる乳幼児の受け入れが定数を越えてどの範囲まで受け入れ可能かが公立を含めて把握をされているのかどうか。大体基準としては6名に1名の保育士さん、これが8名、9名まで受け入れているのかどうかというのをお聞きしたいんですが。そのための保育運営委託料というふうになっていると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 例えば来年度、五条保育所の例で申し上げますと、0歳が定員12名に対しまして今予定していますのが9名という状況です。1歳につきましても定員12名に対して、15名という状況です。そういった状況の中で保育士、対定数というのがございますので、あわせて保育所の対応をさせているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 太宰府市としては、この資料を見ていただいたらわかるように、公立の五条、南保育所については公立営でやらないかというけど、私立についてというか、社会福祉法人についてはこういう保育の部分についての保育の権限は今市長が持っているわけですから、入所権限は。で、定数条例を入れることについてもまあそれなりに市長の権限なんですけど、立ち入ることもできますし、問題はこういう公立ではなくて私立が定員以上に入れることによって運営というか経営が成り立つんですよ。厳しい定数の中の定数割れになればはっきり言って経営はできないわけですけど、ある一定、子育て支援対策の中に定数を超えて入れていいという中で、一番求められるのは3歳未満児じゃないかというふうに思っておりますが、それが今公立を例に出されましたが、社会福祉法人の中で3歳未満児の受け入れ態勢が定数を超えて受け入れていただいているかどうかという質問をしているんですよ。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） ご質問の件でございますが、まず0歳、1歳、特に乳幼児におきましては保育所の、公立も私立もどちらもですが、保育室の中の部屋の整備要件というのがございます。その中で乳幼児はいり回りますから匍匐室というのが定められております。最初にそれぞれのところで、公立にしる私立にしる設置しますときに、その面積をどのように全体の保育所の施設面積の中で匍匐室をどれだけの面積にするかということで、そこに受け入れる乳幼児の児童数がおのずと定まってまいります。

一応そういった中でこちらも面積も確認しておりますが、毎年、前年度にそれぞれの保育所に乳幼児をどれだけ受け入れることができるかということのを再確認をいつもいたしております。その中で、年度当初におきましては一番最低の100%で受け入れてもらうところですが、入所希望がそこまでなければその手前ですけれども、一応入所希望があればその匍匐室の面積に合わせたところでの乳幼児の受け入れというものをこちらの方で各保育所に入所決定依頼をいたします。

そして、年度の途中で月数が進んできますときに、また全体的には25%増ということにできるわけですから、その中でどれだけ乳幼児の希望が増えてきたときに受け入れてもらえるかというのを、その都度保育所の方と協議をさせていただきますけれども、先ほどもおっしゃっていますように、今度は保育士の人数というものがございます。ですから、保育室の匍匐室の面積と保育士の人数、そういうところをどういうふうに総合的に判断して、プラスアルファ25%以内の中で受け入れることができるかというのを調整しながらやっていくというのがその乳幼

児の受け入れ。そして、全体の、5歳までの子供さんを全体で受け入れていくときにまた25%増までの入所というところを計算しながら常にやっているという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今部長の説明でよくわかりましたが、新たに政府がですね、制度的には保育士の資格を持っている方も持っていない方も、家庭保育ママという制度が、国が、厚労省が制度化をしてですね、保育については3万円ですか、をしている。所得に関係なくに3人まで12万円の補助金を出すと。こういう制度を厚労省が発表しました。で、家庭の中で3人まで預かるということができるようになりまして、それを市に届け出れば家庭保育ママで、保育料については父母負担ですが、こういう制度が実施をされますが、この内容については担当課、今国会で論議になって、そういう状況で厚労省が待機児童の解決策で子育て支援という制度が実施されようとしています、市民の中にこういう制度があってお子さんを好きな方がお一人とか2人とかですね、しかもこれはご主人が帰ってくるまでとか、延長保育も、家庭内保育ですから。この部分について今厚労省が発表してやりたいと。これはもう無認可保育所でもないし独自策ですが、国の、これについてはそういう内容が論議されて、親から保育料を取っている、3万円と。この内容は担当課では聞いておりますか。

○委員長（清水章一委員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 新聞情報、マスコミ情報では把握いたしておりますけれども、担当課の方、担当部署に国、県を通じてそういう制度の周知ということはまだ参ってはおりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今部長が言われたように、新聞報道で私もですね、国の、厚労省の待機児童対策という形で国がそういう方針をですね、打ち出したと。だから、地方自治体には余り関係がないんですよ。ただし事故が起こったときに困るんで立ち入りをして保険に入っていたとか、そういう問題もあると思うんですが、そこに出てくる矛盾点、そこにお願ひすれば3万円でお子さんを預かっていただくことができる。食事もあるいは家庭用の自分の子供として食事をつくってやるという状況ですが、公立保育所の保育料との余りの格差が出てくると、そこに対する問題点も今後の課題として検討せざるを得ないようになるんじゃないかという状況もありますのでね、まだ実施がどういうふうになるかわかりませんが、部長も新聞報道、マスコミ報道でも目を通されているようですが、こういう制度が出てきたときに私もそれを国会論議の中の厚労省の発表を見よってですね、これ大変な矛盾が出てくるなど。公立の保育所については所得によって、高い人になってくると7万円ぐらいかかるものが3万円ならそちらの方になってくると、問題点も出てくるなどというのがありましたので。内容的には新聞、そういうテレビ報道でということですので、今後ちょっと内部的にも検討はいただくように。それと同時に、窓口で保育所がないときに、またそういう制度もあることによって紹介することもできるかと。いい面もあれば悪い面もありますが。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、13款使用料及び手数料に入ります。

1項使用料、1目総務使用料、2目民生使用料、3目衛生使用料、4目農林水産業使用料、5目商工使用料、6目土木使用料、7目教育使用料、8目消防使用料まで質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、2目衛生手数料、3目農林水産業手数料、4目土木手数料について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、衛生費国庫負担金、廃目になっていますが、国庫支出金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14款国庫支出金、2項国庫補助金に入ります。

1目民生費国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、3目土木費国庫補助金、4目教育費国庫補助金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 38ページ。14款国庫支出金、3項委託金、1目、2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金、2目県事務移譲交付金、廃目となっています衛生費県負担金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、2目民生費県補助金、3目衛生費県補助金、4目農林水産業費県補助金、5目、6目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 15款県支出金、3項委託金、1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、廃目になっております農林水産業費委託金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2目利子及び配当金について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 予算審査資料を出していただいた1ページですね、太宰府市の基金状況、歳出でも聞きましたが、まず今回その追加補正として平成19年度補正予算（第5号）を見ておまして、この中に基金繰入金の部分でまほろばの里基金繰り入れを700万円ですか、それから財政調整資金に6,560万円、この積立金としてこう出しておりますが、これにもう平成20年度の取り崩し予定額というところに入ったり、積立額との関係で見まして、あの最終日に即決になります補正予算（第5号）とのかかわりで変動がもう出てきているんですね。だから、その内容をまずこの利子とのかかわりがありますので説明をいただきたいなと思います。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） この当初予算につきましては、今年の1月末現在の見込めるところで計算を見ております。それと、おっしゃいました最終日にご提案させていただこうと思っております補正がございます。それで、その中では今まで一般財源になっておった分を新たに交付税措置ができる起債を充ててもいいよということがお話がありましたものですから1,600万円ほど、ちょっと金額はあれですけども、起債が新たに認められるというふうになりました。それによりまして財政調整資金の方に積み立てをしたいのと、まほろばの里づくり……。

失礼しました、財政調整資金に6,560万円ですね、起債としては7,260万円認められるというふうになっております。したがって、そのうちの、それが一般財源のが不要になります関係上、そのうちの700万円につきましてはまほろばの里づくり基金に充てたいということと、財政調整基金に残りの6,560万円を充てたいというふうを考えておりますので、この数字から少しまた残額が動きます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ここの部分に6,560万円、起債に認められた一般財源化が少なくなったのでその調整をしてまほろばの里基金については700万円ということで、取り崩し予定額の3億5,000万円がこれが少し減ったということになるわけですね、これが減ったと。それと同時に財政調整資金に6,560万円、この部分が逆に増えるということになるのかな。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） そのとおりでございます。ここにお手元に出しております数字はその前、第4号補正までの数字で計算しておりますので、財政調整基金については5億3,700万円というふうになっておりますが、これにプラス6,560万円プラスになりますので、最終的には6億100万円の残になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、私が言いたかったのは、ずっと昨日のその歳出のときに言いよったようにね、もしその財政調整資金よりも減債基金がはっきり言って1万7,000円しかないから、減債基金の方に持っていくことは、昨日も質問したようにね、その財政調整資金と減債基金とこうあるけど、減債基金がもう無に等しいわけでしょう。で、そこに持っていくことはで

きなかったのかと、どうせ基金としてね、やっぱりそれはできないんですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） どこに持っていくかというのはいろんな政策判断がございます。減債基金に持っていくという手も確かにあったかと思えますけども、繰上償還につきましてはまた別な形でですね、基金を運用していきたいというふうに考えております。まずは財政調整資金をなるべく早い段階に一定額を取りたいというのと、特定目的基金を有効に活用しながら予算執行をしていきたいというふうに考えておまして、今回については減債基金をとりたてて増やしていこうというふうなことでは考えておりませんでした。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まあ減債基金の場合は減債をするために基金を積み立てるわけで、勝手に取り崩すことができないという内容はあると思うんですけどね、だからいつでも取り崩しができる財政調整資金の方に持っていったというのはよくわかりませんが、まあ将来これだけの借金、市長が言うように起債をできるだけ返していきたいと、借りかえというよりももう一括返済ができれば一番いいわけですけどね、余りにも減債基金が少なかったのもそういう部分があるならば減債に持っていくべきじゃないかというのが私の質問の内容です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

慎重な審議をしていただいておりますが、時間等も審議終了予定は今日になっております、まあ明日が一応予備日がありますけども、できるだけ今日じゅうに終わらせたいと思っております。質疑等に当たりましては簡潔によろしくお願ひしたいと思います。

16款財産収入、2項財産売却収入について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 17款寄附金、1項寄附金、1目、2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 20款諸収入、1項1目延滞金、同じく20款諸収入、2項1目市預金利息、同じく20款諸収入、3項1目貸付金元利収入、それから20款4項雑入、20款諸収入、廃項

保留地処分金まで質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料をいただいた10ページ。雑入について具体的に出していただいた中で、まず10ページのところにですね、光熱水費で5,065万4,000円、この管財課の光熱水費の雑入というのが上がっております。大変ちょっと大きな雑入ですが、それとですね、11ページの上の方に重度心身障害者と母子家庭の部分で、高額療養の返還という意味でしょうかね1,000万円の雑入、こういう状況と、それから13ページの最後の方に環境対策事業助成金で10分の9、これはどこから入ってきた金額が1,350万円なのかを説明いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 管財課長。

○管財課長（轟 満） 総務雑入の中で一番大きな5,065万4,000円、その中で一番大きいのはいきいき情報センターの中のマミーズ及び財団の上下水道、電気代を雑入で受けております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） マミーズですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 11ページの重度心身障害者及び母子家庭等医療の高額療養費については、医療機関で診察を受けられて一たん自己負担分を払われるときに、すべて3割なりの自己負担分については公費の母子医療とか重度障害者の方から公費で立てかえております。後日それに高額医療に該当する部分があれば各医療保険者から戻入していただくものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 環境対策事業補助金10分の9の1,350万円ですが、水城跡東門周辺整備工事で来年度トイレを設置いたします。これに対しまして空港環境整備協会からの助成金ということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、その水城跡のトイレに対する助成金は当初予算の中には入れなくて、後から入ってきて雑入という形になるわけ。

（「いや、入っとるこれ、当初予算」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） だから、当初予算に入れて後から助成金があるからもう雑入に編入するということになるわけ。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 空港環境整備協会は国でもなく県でもありませんので、項目としては雑入という項目で受け入れをさせていただいておるということでございます。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

じゃあ次に入ります。

21款市債、1項市債、1目上水道事業債、2目農林水産業債、3目土木債、4目教育債、5目臨時財政対策債について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 53ページまでですが、以上で歳入の審査を終わります。

歳入全体について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ次に、9ページをおあげください。

9ページの第2表債務負担行為及び11ページの第3表地方債について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） この中で中学校教育用電算機賃借料というのが1億3,464万7,000円というのが平成21年度から平成25年度までですね。だから、これはいろんなパソコンが今までウィンドウズ2000からXPに変わりずうっと変わってくる状況もあるんですが、そういうパソコン関係が機能が変更してもそういう変更の対応部分まで債務負担行為になっているのかどうか、この辺はその契約条項の中に、制度が今のパソコンというのは次から次に変わっていくわけですよ。ただし、その債務負担行為を平成21年度から平成25年度までの部分について機能が変わっても債務負担行為の中の金額で対応できるのかどうかを。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） この契約につきましては、今委員ご指摘の部分についてでございますが、現在の契約が本年度途中で切れるような形になりますので、新たにパソコンの賃借をお願いするものでございまして、基本的なソフトについては組み入れております。で、あとそれぞれの学校でいろんな教育用ソフト等がございますので、それはソフトという形の中です。ね、購入をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、そのソフトが変わればソフトは買わなきゃいけないということになるんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（松島健二） 基本的なソフトについてはこのハードの方に入っておりますが、今私がソフトの購入と申しましたのは、あくまでも学校それぞれで教育用ソフトいろいろございます。そういった中で、それぞれ学校の特色を出すためのソフトについてでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、委員長、一般質問をしましたが、こういう3年ないし4年も

含めていく部分については、ある一定、個々に見ますと新たに契約をしていくわけですが、いろんなソフト業者がありますし、企業もある、メーカーもありますが、それは契約条項に基づいて今入っているこの会社がそのまま引き継ぐんじゃなくて、ある一定、入札制度にしていくのかどうか、ここの下の方の中央公民館管理業務委託料とか、中央公民館の舞台操作委託料とか、もう一遍も変わったことがない、こういう状況もありますが、こういう入札、こういう部分についても市全体ではですね、業者の部分について見直していかないとですね、その業者が1回とると4年間とか3年間ずっと引き続きやるというのは、やっぱり情勢的な問題もありますからですね、だから悪い例を見ると、あのマミーズの前は三井松島がやって、やってみたら物すごく売り上げが悪かったからね、家賃を下げてくれんかと言って議会に相談を受けたことがあったでしょう。あの、そういう状況のないようにもしなきゃいかんと思うからですね、契約は契約としてきちっとこの債務負担行為、ほかにも出てきますが、今年度やるときには財政を負担の少ないような債務負担行為にさせていただきたいというふうにお願いをしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、220ページ、221ページをおあげください。

給与費明細書について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、これ見ておましてですね、大変行政側としてはその他の特別職としていろんな審議会の委員が、前年度で1,058人が162名その他の特別職が減になっておりますが、審議会を見直した結果かというのが1点です。

それから、下の方の給料及び職員手当の状況として、この給料が5,619万円と職員手当が5,690万5,000円の減額になっています。これは退職に伴う内容になっているのかどうか、この辺の説明を受けておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） まず、第1点目の特別職のその他特別職の人数の変動については、それぞれの各種委員会、委員さん等の報酬関係の対象者でございますので、委員会の人選関係の変動に伴うものでございます。

次に、職員の給料及び手当の状況で、まず給料、その他の増減分6,371万円は、説明書きのとおり、職員の変動等に伴う分でございます。で、人数の差につきましては、真ん中辺にある一般職職員の本年度、前年度というところで人数が載っておりますが、前年度は321名計上しておったのが、本年度は309名ということで、12名の減という形で人数等も出しておりますので、それに伴う給料の減が6,371万円及び職員手当の減が5,100万円というふうにご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、この12名で、はっきり言って、1億1,000万円も減額になったと。ちょっと余りにもね、たったその上の方に12名で1億円もというのが余りにも大きいんでね、そういうわけじゃないわけでしょう。昇給停止の部分もありますし、いろんな様々な形で、この制度的な、国の給与改定に基づく昇給停止だとか、こういう状況の結果が1億1,000万円になったというふうに受けとめとっていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務・情報課長。

○総務・情報課長（木村甚治） はい。もろもろの要素はございますけども、基本的に現在新規採用がありませんので、退職の場合はすべて定年の方になってまいりますので、1人当たりの減額幅は大きいかと思えます。それに基づきまして、いろんな変動分も含まれておりますので、このような数字になったものということでご理解いただければと思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、続きまして222ページから234ページまで、各調書があります、234ページまで質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、債務負担行為についてはですね、225ページから、今年度の支出予定に関する部分が225ページの一番上、期間、平成20年度からです。先ほどと同じように、やはり債務負担行為というのは3年近くありますので、どのように経費を削減するかということを検討いただきたいというのと、この226ページの67番に、地域再生基盤強化事業に公用車賃借料を、はっきり言ってこの469万6,000円を、はよ言えば2年間になるんですか、その地域再生基盤強化事業に公用車を購入するのかどうかということと、以前も通古賀の部分についてこの公用車を購入した、あれを引き上げてくるということができないのかどうか。何か、その辺私も、これを見ておまして、通古賀に対する公用車がありましたよね。ところが、今度はここではまた地域再生基盤強化事業に公用車を借りるとというのが債務負担行為で上がっておりますが、これとのかかわりは。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 現在、地域再生基盤事業をしている分の公用車のリース料でございます。

（「何台」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 4台です。

○委員長（清水章一委員） あと経費削減策についての答弁は。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 課長、もうちょっとわかりやすく説明していただけますか。これで見ますと、公用車を、その地域再生基盤強化事業で公用車をリースすると。だから、その69番には、通古賀の都市再生整備事業で、ここでもあれだけ論議になって、金額は下がっておりますが、ここが4台ということだったと思うんですよ。これが、やはり一定、リースにしたのをもう解約になったのか、その後の所有は太宰府市の物になるというふうな説明を受けとった経過があるんですが、それとこことに新たにまた債務負担行為をする必要があるかなという形で説明を求めているところなんです。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 67番と69番につきましては、事業そのものが別でございます。地域再生事業と基盤事業、2つの事業で賃借をするということで、別々の事業になります。将来公用車にするということは、まだリース期間中ですので、最終的な決定をしておりません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただし、以前の通古賀の再生利用のときに議案として上がってきたときに、できれば、終わればね、5年ぐらいの耐用年数があるので、リースが切れれば所有権がこちらに移るというのがありましたが、この地域再生基盤強化事業で4台という形で、これも最終的には公用車の扱いになるのか、それとも公用車として維持管理するのに負担がかかるならばもうリース契約を解除するのかと、こう二通りというふうに受けとめとっていいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入歳出全般について質疑はありますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 委員長、地域コミュニティ準備会の発足と防犯部会の設立の資料をいただいたんですが、これについてお伺いしていいですか。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（福廣和美委員） これを見ましたら、各小学校区で部会をつくるということがうたわれておりますけれども、これは、今回はまず、今までないところについては、区で防犯委員をつかって、その方たちに集まってもらって部会を結成しようという形になるように理解をしますけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今わかっておれば、その年間の活動、どういった形でそういう部会的な

ことを開こうとしておられるのか、それともその部会には、防犯委員だけではなくて区長あたりも入った上でやろうとされておられるのか、もし決まっておれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 現在のところ、活動予定ということでは決めておりません。最初の段階で、防犯委員さんなりお集まりいただいた中で活動計画なりを協議していただくような形になります。また、区長さん方についても、最初についてはお入りいただくかなということ考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、この防犯委員さんを頭にして、その下に実際のその防犯で動くといえますか、そういう部の中にある程度の人数を設けていかないとその活動そのものというのはできていかないと思うんですが、その点のところまでの、それはもう各小学校区、小学校区で決めていくものなのか、その活動の中で人数も決めていくものなのか、そこまで一応登録をした上で防犯活動をやろうとするのかですね、大体の動きというものが見えておかないとなかなか難しいかなと、我々が見えておく必要はないかもわからんけども。そこらあたりまで計画といえますか、そういったものをもし市の方で描いてあれば教えてください。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 具体的な地域活動については、それぞれの行政区の方の活動が基本ということで考えております。

で、現在、校区コミュニティ関係で動いているところにつきましては、委員さんの中で現地を見たりとか、それから防犯だよりみたいなものを発行したりとか、そういった中で、地域の方に呼びかけてパトロールをしたりというふうな状況がございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ちょっと関連しますので、再度お尋ねいたしますが、横の庁舎内での、これは今協働のまち推進課ですよ。で、同じように、この防犯に対しては生涯学習課の中にも担当がおられます。それとまた、総務・情報課の方で雇用なさっていらっしゃる防犯委員さんもいらっしゃいますよね。そういう庁舎内及びその連携を図られた上での計画を練っていかれるのか、個々で独自で練っていかれるのか、その辺の調整と、この80万円の予算に対するその推進事業ですね、の中にその防犯委員さんの費用弁償及びそういうものも含んでいるのかどうかお尋ねします。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） 横の連携という部分でございますが、協働のまち推進課の方に防犯担当も一緒におります。で、防犯専門官も同じうちの課の中におりますので、調整しながらやっていきたいということ考えております。

また、支援事業補助金関係の支出の部分でございますが、防犯委員さんの費用弁償とか報酬とか、そういった部分では予定をしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 庁舎内の生涯学習課と総務・情報課の、その中の連携、同じような活動をしている団体が幾つもあると思うんですよね。だから、その辺の連携等は含まれていますかと聞いているんです。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 定例的に第2・第4の金曜日にですね、生涯学習課、防犯が所管しております補導連絡協議会が許可を受けております3台の青パト、それと合同で夜間パトロールをしているというふうなのが実情でございます。連携については密にやっておるといことですね。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、今連携されている防犯パトですね、それとか補導連絡協議会、それから青少年相談員、PTA、そしてその中にこの地域の防犯委員さんも交えたところで連携をとられて行っていると理解してよろしゅうございますね。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（大藪勝一） この防犯部会につきましては、あくまでも地域コミュニティ推進協議会に向けての部会でございます。で、先ほどのいろんな団体の連携の部分につきましては、安全・安心のまちづくりの連絡会、そういった中でやっていきたいということで考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 特に中学生あたりを中心にいろんな補導関係で今までやってきていただいた、そういう経過があるというのは十分存じております。そういうですね、実際やっていただいてきて、太宰府市の中学生たちが非常に落ちついているというのはその成果、特に西原さんを中心にした成果が大きいと私は思っております。

そこで、今のように内部で話をしております、理想的には、やはり一つのかさの中ですね、みんなが分担していく、そういうふうな組織が今後構築されれば非常にありがたいことだというふうに思っているところですが、現在、先ほどいろいろ言われておりますように、昨日も卒業式がありましたが、福岡県内のある町の状況がございましたが、じゃあ太宰府市は大丈夫かと言われたら、数年前は似たような格好がやっぱりあったのはご存じだと思います。ですから、そういう組織をつくる中でですね、やっぱり今行っていることを大事にしながらですね、あとどんなふうにしていくかということをも十分考えながら検討してほしいということは庁内で話をしているときも述べているところでございます。今せっかくやって

ある、やっていただいて非常に大きな効果を上げているものですね、何かわからんうちにと
言うたら失礼ですけど、そういうふうになると何のための組織なのかわからないというふう
に思っておりますので、内部で協議するときもですね、今のような意向を十分担当の部の方にも
話しながら、よりよい方向になるように努めてまいりたいというふうに思っております。いつ
もお世話かけております。ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ただ、聞けば聞くほど何かわからんようになってくるんだけど。今ある
組織を、横のつながりを強化すれば、防犯委員なんか要らんぢゃないですか。新たに組織をつ
くるということは、新たにまた横に1つできるというように思うんですよ。だから、今幾つか
ある組織をつなげば、それが地域コミュニティになるんじゃないですか。そこにまた防犯部会
というものをつくって、防犯委員を新たにやってやるというのがわからんわけよ、どうやっ
てやる。ただ、今聞けば、小学校区での防犯部会というのは、今すぐつくれずに、将来的な目
標でしょう。まず防犯委員さんをつくる。防犯委員さんは何をするかというたら、会議をする
だけ。横のつながりというのを、その中にいろんなPTAとかそういうものが入った上で、防
犯委員さんとして話し合っていく場ができるならいいですよ。それとか、一つの活動の中に防
犯委員さんも入って一緒にやるんだということであれば少しはわかるけども、今新たににつくっ
て何をしようとしているのかさっぱりわからん。

今でも横のつながりはないんですよ、全体的なね。それをしやすくするように、小学校区で
一つのそういう横のつながりを設ける方が地域コミュニティになるんじゃないですか。何のた
めに防犯委員をつくるかというのがよくわからんのですよ。で、そこで防犯部会をつくるとい
うのは、その防犯部会の方が、防犯部長さんが、この地域コミュニティの防犯に関する一切の
ことの頭に立ってやるというのならまだわかりますよ。そのもとにいろんな各種団体のところ
が入っていくと。もう今はばらばらですよ。ばらばらということは、情報の交換も少ないとい
うことですよ。だから、今はまだ、今言われていたようにね、問題が薄らいでいるからいいで
すよ。過去みたいにね、もう今は大分落ちついてきて問題ないからまだいいけど、これがまた
そういう問題が再燃してきたときには対応し切れませんよ。そう思うんですよ。だから、しつ
こく聞いているわけ。

もし防犯委員さんをつくって防犯部会やるならやっていいですよ。しかし、ちゃんとした
その横のつながりというものをつくった上でやらんと意味がないでしょうかと。わざわざ予算
までつけて新しくつくるということは、新しい成果を求めないと僕は意味がないと思うん
ですよ。今の、成果的には何も変わりませんよと。わざわざ地域コミュニティという考えのもとに
防犯部会をつくりますと。もう防犯部会で成功している区もあるんですよ。そういう、もう
実際に運動をやられて、随分もう前の方に行っている区もあるんです、確かにね。だから、そ
れを目指していこうとされているというのはよくわかるんですけども、しかし今からスタート
するところは、そういった横のつながりというものを十二分に図っていかないとですね、何か

先細りしそうな心配があるもんですから聞いとるわけですよ。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まず、防犯部会という提案をさせていただく前に、この間、議会の一般質問等でもご回答申し上げましたように、まずこれからの行政課題あるいは地域課題を解決していくには、行政主導型のやり方ではなかなか限界があると。それは、例えば行政の、この間予算審議の中でも出てますように、財源が縮減の方向にあると、いろいろな原因がありますけども、縮減の方向にある。それから、職員の人材確保につきましても、やはりなかなか採用が難しいという部分もある。そういう行政の方の資源といいますか、そういう人、物、金みたいところが、これまでのように右肩上がりではなく、右肩下がりといいますか、そういうふうな現状にある中で、これから太宰府市がどのように行政課題を解決しながら進んでいこうかというときに、やはり先ほど言いました行政主導型の施策ではなかなか限界が見えている。それで、いわゆる住民自治といいますか、市民あるいは地域の人たちと手に手を携えながら何らかの施策を展開していくことが必要であるということを内部の中で協議する中で、総合計画の中にも3つのプロジェクトという形で前期の中に掲げてきました。

で、前期の中で、いろいろなご意見をいただきながら、後期の中で見直しを図って、自治会の会長でもある区長と色々な実現に向けての協議をしてきました。しかし、先ほど各委員さんからもご指摘のように、行政区によっていろんな地域課題が違うということで、一気に、なかなかそういう市が示した方向性では難しいということがございましたので、いろんな区長協議をする中で、この間ご報告してます3小学校区についてはできるところからやっっていこうということで、まずは南小学校区におきましては、文化部会、合同文化祭みたいところから、まず地域の人が顔見知りになろうというようなところから始めていきました。その中で、子供たちを取り巻くいろいろな犯罪とかいろんな課題が見えてきましたので、やはり防犯に向けて取り組みをしたいということで防犯部会が立ち上がった経過があります。

そういう経過を踏まえながら、区長と協議を重ねる中で、地域防犯というのはやはり自分たちの地域の課題だということが区長さんの中でも意見が出されまして、先ほど報告があったように、ある行政区では、毎週土曜日に防犯部会を立ち上げられてやってあるところもあるし、ボランティアでいろんな活動団体をされてやってあるところもある。ある区では、そういう課題はあるけども、そういう具体的な取り組みまでできないというようなところがあります。で、地域コミュニティづくりについて協議する中で、一つ防犯という活動テーマであればそれぞれが何らかの動きができるのではないかという、区長さんたちの協議の中で一定の方向性が出されましたので、平成20年度に向けて、防犯部会をまず立ち上げることをありきじゃなくて、防犯というテーマを一つの共通課題としながら、そこに書いていますネットワークづくりとかそういう組織づくりというのを目指していこうということで、当初からそのパトロールを目指す、あるいは先ほど出ていた、各団体がやってあるところと連携しながらやっっていけるといふところがあるかもわかりませんが、できなかったとしても、そういう情報交換からま

ず始めていきたいと。そういう方向で、今回平成20年度の中でコミュニティづくりを進めていこうということにしています。

それで、いろんな期待もありますし、いろんな課題もありますので、一気にはいけないのかなということも、職員の中でも議論しています。それが、先ほど課長が申しましたように、まずはできるところからやろうということですので、まずは進めていきたいという気持ちがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 一度、今先進の区ですよね、区の活動、組織、そういったものを、今こうやってやってあるとかこういった組織づくりまでいっているという、そういうものを各区に配布してもらおうと一番いいのかなと思うんですね。一つの、同じものをつくらないにしても、そういう目標へ向かってやっていけると。その区によって課題は違うと思いますよ。しかし、課題は違って、犯罪そのものというのはそう大きく変わるわけありませんから、どこでもテーマは一緒ですよ。

それともう一点は、先ほども出ましたけど、青少年育成市民の会を、こういうときに、本来であればこういうことに本当に使わないかんのですよね。こういうことをやるのが青少年育成市民の会です。だから、こういうのができていけば、もう青少年育成市民の会そのものは要らんのではないですか。こういうせつかく団体が市の中にありながら、防犯という部分には役立たん、役立たんと言ったら怒られるけども、何かそういう、さっきから少し出ていますが、そういう類似の団体というか、目標が一緒であればね、そこまで今回言う必要ないかもわかりませんが。

だから、一遍そういう進んでいるところを我々にも教えていただけませんか、こういうやり方でやってますよと。そこまでやれないにしても、ここまでぐらいならやろうというのは、各区に渡してもらえばわかるわけですから。何のために防犯委員さんをつくるのかということ自体がよく理解されてないままこの防犯委員だけをつくっても僕は意味がないですよということが言いたいわけです。よくわかった上で、防犯委員になる人にもよく理解をしてもらった上で防犯委員になってもらわんとね、ただ市から言われたから、防犯委員つくれって言われたから、もう名前だけでもいいから防犯委員になってくれというようなことでは、これは前へ進まんとしますよ。

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 各区のそういう防犯あるいは地域課題のことにつきまして、現状あるいはどういう活動をされているのかというアンケートを2月の定例区長会議の方で配布させていただきまして、今少し返ってきているところであります。そういうものを参考にしながら進めたいと思います。

それと、ほかの団体との連携につきましては、今後そういう防犯部会の中で、情報等も出しながら、議論していただきながら、よりよい方向に進めたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 歳出の件で、215ページの体育センター費の委託料の件でございます。私、12月の一般質問でもいたしましたけれども、指定管理者の指定についての見直しということで、今回4月から体育センターはエルベックが管理者になると思いますけれども、現在女性センタールミナスの管理人がそちらの方の受け付けの方も管理もしているようではございますけれども、このエルベックの方からの人件費と申しますか、管理人の人件費はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤 幸二郎） 今原田委員ご指摘のとおり、そういうふうなことで予定をいたしておりますが、具体的なその指定管理料の中でその部分がどういうふうに反映されておるかというのは、現在業者に説明した上で調整をしておるといふふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 一応要望でございますけれども、エルベックの方からその管理人の方は出していただくようにしていただいて、財団の方の管理人が入る場合には財団の方にその人件費としていただくようにしていただきたいと思っておりますので、その調整の方を業者の方にもお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） お忙しい中、審査資料要求の方対応していただきまして、ありがとうございました。

大変厳しい財政の状況の中です。妊婦健診が3回に増えていたりとか、後期高齢者の中で、筑紫地区では独自のはり・きゅうの助成金とか、福祉の部分で前進している部分、手厚い部分も見受けられますけれども、私の所管の環境厚生常任委員会の方で人権の尊重まちづくり推進審議会条例には私は反対しております。その関連の予算も提案されております。また、同和関係の予算も計上されておりますので、本予算には賛成することはできません。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 賛成の立場で討論します。

さっき質問で、行政区の事務費の補助の件で質問させていただきましたし、私なりの考えを述べさせていただきました。これは区長会の方で十分説明はされているとは思いますが、了解してあれば私にそういう話はなかったと思うんですけども、その点について少し疑問を持っております。で、予算の執行の中で、状況が変わりましたらその点も含んでいただくように要望いたしまして、予算全般につきましては賛成をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」反対討論をいたします。

予算特別委員会において、大変お忙しい中に審査資料を提出いただき、また全員で審議をさせていただいたことにお礼申し上げます。

平成20年度の予算は、歳入歳出182億299万3,000円となっておりますが、2004年から毎年政府は地方自治体に対して交付税を初め国庫補助金の削減を行い、その結果、臨時財政対策債、減税補てん債を発行させ、交付税措置を行うと言いつつも、太宰府市では6億1,286万9,000円残額が残っており、本来交付税措置が行われておれば、この金額の最低3倍、24億円以上の行政施策が行われることとなります。国は、交付税で対応すると言っておりますが、交付税は毎年削られ、自治体に借金を押しつけ、返済を義務づけ、福祉や教育予算を初め行政全般にわたって歳出の抑制を押しつけてきたことが明らかです。

この間、地方税法の市民税や県民税の税率改悪によって、高額所得者も所得の少ない市民の方々も同じ税率になりました。地方自治体が幾ら努力しても、国の悪い政治が続いている限り、税金の負担増、医療や介護を初め年金生活者への負担増、雇用の不安定等が今年度の予算でも明らかになっています。民間委託を推進し、公共施設を指定管理者に運用させる行政運営になっていることも明らかです。

平成20年度の予算執行に当たっては、当然市民に必要な執行や行政責任もあり、全面的に予算全体に対して反対するものではありませんが、歳出の一部に対して、今日まで公立保育所の民間委託に反対してきました。また、解放運動団体に対する補助金及び扶助費廃止を要求してきましたが、今後も継続しようとしています。また、近隣自治体では財政が厳しくとも実施されている少子・高齢化事業が行われていないところもあります。太宰府市で実施されていない点もあります。様々な歳入歳出の中に、太宰府市にとって市民に必要なものもありますが、予算の中でどうしても認められない部分がありますので、委員会採決に当たり、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後3時00分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第2、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

254ページをおあけください。1款1項1目一般管理費、2目団体負担金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 1款3項運営協議会費、1目運営協議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款1項療養諸費、1目、2目、3目、4目、5目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料をお願いしましたら、大変わかりやすい資料を出していただいておりますが、32ページになりますが、国保会計において新しく後期高齢者支援金の款が設けられたが、一般国保前期・後期の加入者数としての資料も出されておりました、それと同時に、予算書256ページの関係がありまして、療養諸費の大幅な増額ですね。で、今から先、は

つきり言って二十からとかいろいろあるんでしょうけど、64歳以下の国民健康保険の加入者が1万1,680人で世帯が5,006世帯、それから65歳から年金から天引きされる74歳までが5,428人で2,972世帯となっています。それ以外に、今度は新たに国民健康保険から切り離される後期高齢者世帯が5,518人、こういう状況の中で、国民健康保険、老人保健制度が大幅に変わりますが、この2款の1項の療養諸費、これが、見ておまして、国、県の支出金、これが10億8,674万5,000円、それからその他の財源ということで、当然前期高齢者の支援金が国民健康保険の中から、先ほど言いました若人と言われる部分の入ってくる金額、こういう状況の中で大変な数字が出てきておまして、この療養諸費の部分が、国民健康保険のある一定、ここに出てきております64歳以下と65歳から74歳までの国民健康保険の中で占めるこの療養諸費、この部分を見まして、この制度になったときに、国民健康保険の決算では大体1人当たり幾らというのがありますが、見込みが、今度はこういう64歳以下については、税法上均等割、平等割、所得割を下げおいて、介護支援、介護分とこう分かれておりますが、この予算全体に対する部分で医療費は下がるのかどうか。258ページを出していただきますと、ここでも財源内訳として、国庫支出金として1,414万4,000円、その他の財源が1,297万2,000円、この一般被保険者療養費という形になっておいてですね、負担金、特に国民健康保険の場合は療養諸費ですが、出産関係を見ましてはもう全く前年度と同じ、この辺の療養諸費の大幅な増減についての特徴について説明を受けます。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今回の大幅な医療制度改革の中で、1つは退職被保険者の医療費の制度が原則として廃止をされたということです。これはどういうことかと申しますと、20年以上厚生年金とか被用者保険の年金がある方については、年金を受給していらっしゃる方ですね、その方については、国民健康保険の中でも退職被保険者というふうにグループ分けをいたしまして、その方たちの税金で賄えない部分の医療費については、原則すべて被用者保険の方から交付金という形で補てんをしていただいて、税とかそういったことで、公費的な負担がなくてですね、運営されていましてから、退職者制度というのは国保にとってはとてもありがたい制度だったわけです。けども、その被用者保険の負担が余りに大きくなり過ぎましたので、今回それを見直そうということで、退職者医療制度がなくなりました。で、60歳から64歳までは一部残すけれども、65歳以上の退職者についてはすべて一般被保険者の方にグループ分けをなささいということになりましたので、医療費について、退職者が1億2,300万円減で、一般が約8,900万円増というふうに療養費が大きく予算が入れかわったわけです。この辺の、退職者が少なくなったということは、被用者保険の方から支援金をもらえなくなるわけです。で、そのもらえなくなった部分をどうするかというところでは、今度新たに前期高齢者財政調整制度というものができました。で、それは65歳から74歳までの被保険者の加入割合によって財政負担を調整するというものですから、国保は多いです、加入者が多いです。被用者保険、厚生年金とか共済組合なんかは加入者が少ないですから、そちらから財政負担で幾らかいただ

けるわけですね。だから、基本的な資金の流れは変わってないんですが、金額的にはですね、歳入が減っております。退職者制度を残しておいてもらった方が国保にとっては収入が多いんですけども、それが減っております。だから、収入の面では、その退職者がなくなったということについて若干不安は残るんですけども、その反対面で言えば、後期高齢者医療制度ができたことで、今まで老人保健の負担が、5割を被用者保険とか国民健康保険が見ていた部分が4割に1割減りましたので、その分の支出は幾らか少なくなっているということで、財政的にはバランスがとれているようですが、やはりどちらかというと厳しくなるんじゃないかなと、今後の医療制度です、厳しくなるんじゃないかなというふうに見ておりますけれども。

じゃあ、医療費はどうかということと言いますと、医療費が下がるということはないと思います。やはり高齢化が進みます分、医療費はこれからも伸びていくだろうと思います。で、その辺は、ちょっと慎重に様子を見ながら、今後も財政的な部分を考えていかなければいけないと思っております。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 256ページでございますが、今の2款の1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費、ここで比較をしますと13億6,400万円増えております。2目の退職被保険者等療養給付費、ここでは12億1,800万円減っております。これが今課長が説明をした内容でございます。

そして、258ページでございますが、これも3目、4目比較しますと、3目では1,400万円増え、4目では1,600万円減っております。これが制度の改正によるものです。

そこで、その合計欄を見ますと、本年度が37億円、前年度が36億円ぐらい、増減で1億4,400万円ということで、療養諸費全体では、毎年の医療費が増えますので1億4,000万円ほど増えるが、中身については制度の変更であるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まずですね、資料を出していただいた中で、今課長、部長が説明いただきましたが、先ほど言ったように、国民健康保険の部分を大きく2つに分けた。ところが、その国保世帯の被保険者の内訳の中で退職のみというのが2,638世帯で、平成20年4月からは521世帯、だからこの現在国民健康保険の中に対して退職者に対する国庫補助はなかったのを、そういう負担が大変だろうから退職者医療に戻しなさいと。退職した、その組合の社会保険とか組合の企業保険の中から負担をさせなさいという形に法律が変わったという状況になるんですね。

で、今言うように、歳入の関係で、244ページに退職被保険者等国民健康保険税が、前年は5億8,412万3,000円あったのが今年は2億8,891万5,000円の減、退職者の分の負担を地方自治体がさせられていたのではという状況で、退職者を外しなさいと、戻しなさいと、こうなると。この戻しなさいというのが、平成20年2月末では2,638世帯で、4月見込みでこれは増えるの

か減るのか。ちょっと私の方はこれを見ておまして、見込み、末ですから、最終的にはここに言う2億8,891万5,000円が退職者組合に負担をさせる、今まで国、県の補助金がなかったものが逆に増額、外した分が増額になったのかどうか、この説明が、ちょっとこの内容がわからないんですが、この辺を再度説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） もう歳出、それから歳入、様々なことに絡んでいますので、この国保に関してましては歳入歳出一体で質疑を受けていきたいと思います。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 予算審査資料の32ページの一番下の表なんですけど、被保険者数のところで、平成20年2月末が、一般が1万1,561人、これは老人を含めない数字ですね。で、一般の老人が5,459人、それから退職被保険者が5,606人ということで、2万2,626人の被保険者で運営しております。それが、4月になりますと、老人の部分はゼロ、これは後期高齢者医療制度にすべて移ります。それから、退職被保険者の5,606人が1,142人に4,400人余り減ります。この1,142人というのは60歳から64歳の退職被保険者ということになります。で、4,400人は64歳以上の退職被保険者ですから、一般被保険者の方に移りますので、一般被保険者は1万1,561人から1万5,966人というふうになります。で、平成19年度までは、退職被保険者の5,606人の医療費について補助を社会保険診療報酬支払基金の方から交付していただいておりますが、その分が、歳入で申しますと、246ページですね、4款療養給付費交付金、前年度の予算で16億6,900万円ほど計上しております。備考欄にありますように、退職者医療費交付金となっております。で、これが人数が激減したために、3億3,400万円に減ります。で、この減った分をどこで賄うかといいますと、248ページの歳入に、一番上の5款ですね、前期高齢者交付金の、昨年度の予算は0円で、本年度が11億211万6,000円計上されております、これが退職者医療制度にかわるものとして、財政調整として、65歳から74歳までの前期高齢者の財政調整を社会保険の方から交付していただくお金になります。支出が入れかわった分、歳入も入れかわっているという、ちょっと組み方が変わっているということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、その内容を見たらね、なかなかわかりにくいんですよ。ただし、今まで退職者医療についてはね、市町村長の職権で、もともとの退職者医療制度の方に、今まで社会保険とかいろいろあったんだけど、戻しなさい、そこに負担しなさい。もともと退職者医療については国の後期・前期の部分も含めてですけど、各社会保険とか厚生年金、共済組合に負担をさせるという状況の中に退職者医療の被保険者を、国保の対象の中には入っているけど、戻すということになった。だから、その金額の受け入れ、医療は医療の関係があるからこの部分があるけど、実質国保の徴収義務については、年金から天引きとかそういう状況に変わってくると。だから、地方自治体では、これが後期高齢者医療、退職者医療が、これがもとに戻された、出身の被用者保険制度の中から負担金としていただくような状況になるんだけど、メリットがあるのかなのか、逆にその負担増になるのかというのが一番論議になって

いたんですよ。だから、太宰府市では、ここの中に出てきている退職者医療については、5,606人が現在のところ交付金としてもらってくるということで受けとめていいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい。

○委員長（清水章一委員） 国民健康保険事業特別会計、これはもう歳出という形にこだわらず、歳入も含めましてほかに質疑はありますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 高額医療費についてお伺いしたいんですが、今高額医療費の……。

○委員長（清水章一委員） ページを言ってください。

○委員（福廣和美委員） 258ページ。高額医療費が、もう当初からお金がない、高額医療を超えるという場合には、もう市役所で手続をすれば、その分がもう自動的に病院から支払われるというシステムになっていますよね。その場合にですね、いわゆる入院前に市役所で手続が必要ということが義務づけられていると思うんですが、これができないケースというのも出てくるのではないかと思うんですね。救急の場合、緊急の場合、交通事故の場合、そういったほかの場合についてもですね、それが発生したときには、病院の方で、病院で手続をして、市役所に来て、また病院に出すという、その手数を踏めばできるんですけども、せっかくこういうシステムが、もう市役所で最初に提出できればいいということであれば、家族の方が市役所に来て、その入院後でもですね、受け付けるような体制がとれないかどうかをお伺いしたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 手続につきましては、その月末、翌月初めに多分入院費の清算をされると思うんですけども、入院された後でも、その月中においでいただければ、入院した後も手続は可能です。また、代理の方でももちろん結構ですし、もし仮にどうしてもその手続ができなくて間に合わなかった、現物給付が間に合わなかった場合についても、まだ貸付制度を残しておりますので、基金をまだ持っておりますので、その辺の貸付制度とかを利用していただいて、極力ご本人の負担が少なくなるように対応したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これ、何遍か窓口に行ってね、聞いたら、そう言われたわけよ。だから、こう質問しようわけね。それができると窓口に聞いておけば、わざわざ特別委員会のこういうときに質問する必要はないんだけど。ということは、その範囲の中であれば、病院から書類をもらって、従来型じゃなくても、市役所に来て市役所で言うておけば、あとは手続は全部できるんですよということで理解していいんですか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 入院した場合の自己負担限度額まででいいですよと、窓口で払う分はですね、高額医療分は払わなくていいですよという制度なんですけど、限度額の証明がありま

すので、その受給者証を、医療証を交付する必要があるんですよね。で、その医療証をまず手続して交付する必要があるんですけども、さかのぼってはできないと思うんですが、その月中であれば、例えば十日に入院して、15日、20日に手続にお見えになるということは可能です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） はい、了解です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 委員長、この262ページいいですか。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） その国民健康保険のね、中で、もう本当これを見よったら、あなた方大変だと思うんですよ。今まではこうやっていたのに、前期・後期の部分がこの中に一遍繰り入れて、それから介護も繰り入れて、また繰り出すと。で、ここの中の262ページにですね、介護納付金として、前年は3億1,815万5,000円あったのが今年は2億8,814万4,000円で、マイナスがここに出てきてますよね。で、国が出した金額と一般財源が1億6,545万4,000円、この介護納付金というのが国民健康保険の中に入ってきて、後からまた介護保険事業特別会計の審査がありますが、これがまたばらばらに、はよ言えばこの納付金が分けられて交付しているというか。だから、この数字を介護保険法の中で見つけようと思ったら、あちこちに入れていきますから、だからあなた方が見ていくときに、国保でこんなに前期・後期やら、介護やら、老人の問題が国民健康保険の中に、今までやっていたのに、本来は介護なら介護の予算、国保なら国保の予算で、一般会計からの繰り入れてほんとやればいいんだけど、一般会計から国保に入れて、国保からまた前期・後期保険に入れて、介護保険に入れるというか、またそこ、同じような審議をまた繰り返していかなきゃいかんと。もうこれが、さっきから言うように、介護保険の若人と高齢者と退職者医療と、それから介護保険の問題等で、見れば見るほどわからなくなってくる。

こんな状況が作り出されているわけですが、まず介護納付金について、前年から見て3,001万1,000円減額になって、大体この介護納付金という部分は、最終的にはこのまま出ていく金額ですが、ここで審議をするのか、介護保険のときに審議するのか、難しい面がこういうところに出てくるんですよね、さっきも言いましたが。このちょっと特徴点だけ説明を受けておきましょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 262ページの介護納付金の本年度予算で言う2億8,800万円余りですが、これは40歳から64歳までの方が、現役世代のですね、40歳から64歳までの方が医療保険の中で一緒に負担をして払うといいですか、支援する分なんですよね。で、国民健康保険税の中に、一緒に介護保険料分としていただいております、その分を社会保険診療報酬支払基金に介護納付金として、国とか県とかの補助金も一緒につけ加えまして2億8,800万円を上納する、

「上納」という言葉は余り適切でないかもしれませんが、支払基金の方に払うと。で、その支払基金では、その全国から集まったその納付金をいろいろ調整して、今度は各介護保険者に分配するという形になっております。ですから、これは国民健康保険の被保険者の40歳から64歳までの方が負担した保険料を支援金としてお支払いしているんですよという形の納付金なんですよね。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 担当課は、はっきり言ってこういう仕事しよるとおかしくなりますよ。もうこちら聞きよってね、もうあっちにいたりこっちにいたりね、本当もうむちゃくちゃなことをね、国が国民健康保険、介護保険、後期・前期、もう老人保健が、はっきり言って滞納もあつたりなんの処理もしなきゃいかんと。もうどう整理をするかはですね、その内部的には、これは相当な、今から先、4月1日以降、市民からの苦情もたくさん来ますから、何らかの対応をしていただきたいというふうに思うんです。

それから、歳入歳出全般ということで、せっかく資料をいただいておりますので、委員長、審査資料31ページ、いいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（武藤哲志委員） 予算書は245ページです。で、245ページの歳入の中で、滞納の問題をずっと前年と比較をして出してみたんですが、平成18年度の滞納額は4億11万5,395円、大変努力はしていただいておりますが、この滞納額は4億11万5,395円あります。で、2番目に、今年度の調定の関係で、調定額19億2,717万2,500円に対して、滞納見込み額が1億1,563万円、収納率としては、まだ5月31日までありますが、問題は、単年度の徴収率が94%になるとペナルティーがかけられるというのが1つありますので、大変特別収納課、税務課あたりは努力はいただいていると思うんですが、問題は、平成18年度までの滞納額、この部分について、徴収は、4,796万9,704円徴収いただいているようですが、大体あと残りの徴収と今年の徴収見込みですね、大変だと思うんですが、これによって本来は負担が少なくなればいいんですが、国民健康保険税の条例の改正を行いますし、今後もまたこういう、払えなくて滞納が増える結果になるんじゃないかという不安もあります。最終的には、あと2カ月ありますが、ここの中での滞納徴収努力についてはどういうふうに進めるのかを方針として伺っておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 今ですね、5月まで夜間訪問しております、またその夜間訪問の中にもいろいろしてですね、滞納の金額の高い方についてはですね、今財産調査をして、行っております。で、そのあたりについてはですね、滞納指導員を採用して行っておりますので、そういった方から指導を受けてして行っております。納税課、それと担当課と協力しながら、5月まで夜間訪問していきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、もう見てね、もう取れなければね、もう生活保護状態だとかも

いろいろな状況があると思うんだけど、もう私ども数字で見ます。私どもが直接あなた方の権限はありませんから、滞納者の自宅に訪問することはできません。ただし、実際に行ってみても取れないとわかればね、もうそこはどうするかはやはり考えないとね、どんどんこの数字だけが大きくなって行って、取れないものに対して、家屋も財産もない、こういう状況の中じゃね、難しい面もあると思うんですが、私ども、数字を見たら、こんな滞納があるとね、やっぱり徴収努力をしていただけませんかという質問をせざるを得ないんですよ、一生懸命努力をしていることはわかるけど。だから、その辺は、佐伯委員から頑張ってくださいという温かいご配慮があなた方に来ているんですよ、私にははよやめれと言わんばかりですから。そういうことです。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 8款、264ページですけど、特定健康診断のことなんですけども、これによって4月からの誕生日健診がなくなると思うんですが、実際にこの特定健診はどういった要領で行われるのかということが1つと、これは法律上では74歳までが義務化されて、75歳以上は義務化されていないんですけど、郵送料、郵便料ってありますが、これは75歳以上の方への案内は行われるのかどうか、2点お願いします。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今までの一般健診にかわって、今回医療保険者に義務づけられました特定健診というものを実施していきます。今回太宰府市では、国民健康保険の被保険者に対する健康診査を実施するわけですが、やり方については、誕生日健診ということではなくって、一定期間を区切って、その中で希望の日に受診していただくということになると思います。方法は今までどおりで、64歳までの方については、40歳以上からなんですけど、64歳までの方については集団検診で、65歳以上74歳未満の方は各医療機関の個別健診でということで、方法は今までと同じ、同様の方法で実施したいと思っております。

それから、後期高齢者については努力義務になっておりますが、福岡県の広域連合は健康診断を実施するというふうに言っておりますので、各被保険者の方にはですね、広域連合の方からお知らせが行くと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 給与明細書まででございます、270、271ページまで、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」に対して、総務文教常任委員会に付託されました議案との関連があり、委員会で反対討論をいたしておりますので、本会議の場で反対討論が重複するかと思います。予算特別委員会でも審議されました平成20年度の予算については、国の法改正に基づいて後期高齢者医療制度の4月実施に伴う国民健康保険者の見直し分であります。平成19年度までは、医療分と40歳以上の介護保険料を国民健康保険加入者に負担を賦課しておりましたが、政府は国民健康保険に対して補助金を減額させるために、新たに国民健康保険制度に後期高齢者支援金を地方自治体に新設させました。現行の医療費分の所得割については0.2%の減額、均等割、平等割については、各3,300円減額し、賦課限度額も9万円減額していますが、後期高齢者支援金として、所得割は1.8%、均等割、平等割は各6,500円の新設、限度額最高12万円、介護なし及び介護分として、所得割1.8%引き上げ、現行より均等割、平等割を6,400円増額となっております。介護分ありの場合は、所得割は1.8%の増額を行い、均等割、平等割も1人当たり6,400円も引き上げています。その結果、所得の少ない人には大変な負担で、高額所得者には、最高限度額68万円で、それ以上払わない結果になっております。所得の少ない、減免制度を受けられない市民や中小業者を初め65歳未満の国保加入者で1世帯4人家族で年収300万円から400万円の方々は大変な負担になることは明らかです。現在でさえ、国民健康保険税が払えなくて、滞納額が平成19年度見込み総額5億1,574万円となっております。

その上、政府は、国庫補助金を減らすために、健康保険組合や共済組合の被保険者を市町村長の権限で国民健康保険から退職者医療制度に移しかえる制度に変えてしまいました。企業健康保険組合や職員共済組合などの加入者に保険料の負担がより一層強まる結果になります。特に一番問題なのは、太宰府市民の負担が大きくなることです。その上、行政業務である国民健康保険事業は次から次に改悪され、徴収業務を初め煩雑な事務が押しつけられる結果に対して、認めるわけにはいきませんので、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 私の所管の環境厚生常任委員会でもこの後期高齢者医療制度に関する条例が提案されておりますが、その中でも、福岡県下の所得割率は全国で2番目、均等割額は全国で1番の高さの中で、後期高齢者医療制度が導入されることが前提でこの国民健康保険事業特別会計の予算書というのが構成されている部分が多々見受けられますので、本議案には賛成することはできません。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後3時37分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

ここで3時55分まで休憩します。

休憩 午後3時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時55分

○委員長（清水章一委員） では、休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、今までは歳出から進めておりましたけども、いろいろと保険制度、医療制度が変わりましたものですから、歳入歳入全体について質疑を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算全体について質疑はございますか。

武藤委員。

ページ数を言ってください。

○委員（武藤哲志委員） もう歳入歳出全般についての一般的な……。

○委員長（清水章一委員） 給与費明細書も含めてですね。

○委員（武藤哲志委員） いや、もう一般的に、もう一括して。もうこれは余りありませんから。

○委員長（清水章一委員） どうぞ。

○委員（武藤哲志委員） ただですね、老人保健会計がなくなります。そうすると、残務処理を、説明では3年ぐらいということですが、この老人保健関係で、この国民健康保険の徴収分の保

除料がここの中には出てきません。ただし、その保険料の徴収は、もう今後この中に、当然保険制度がなくなるわけですから、ここにある医療費とかそういういろんな3月31日までのレセプトが、遅くとも3カ月、それからその支払いのレセプトの不正があったりする場合について、支払基金に戻して新たにまた減額したりする部分の残務期間を含めて大体3年という形に考えているのかどうか。もうこの制度自身がなくなるけど、予算上にはある一定の医療費の、今年の3月31日、それからさきの関連する歳入歳出との関係がありますので、そういう状況で進めるというふうに説明を受けておりましたが、そういう状況でいいわけですね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 医療費が大体確定するまでに3年かかりますので、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 医療費は3年ぐらいかかる。とりあえず……。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 病院からの請求が2年間は有効ですので、2年までは待たないと時効が来ませんので、2年間は待って、それからまた再審査とかそういう関係が出てきた場合の余裕を持って3年ということになっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、お年寄りが海外で医療を受けてね、現金支払いして持ち帰ってきますよね。で、そういうものも、新たに直接請求とかそういういろんな部分のかかわりもあるんだけど、やはり最終的な時効が終了するまでが、もうその全く、はよ言えば医療費の支払いだけが今後の審議の過程になるというふうに受けとめとっていいですかね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） はい、そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いや、もうそれ以外一切説明、質問がありませんので。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(清水章一委員) 全員挙手です。

したがって、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後3時59分)

○委員長(清水章一委員) 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長(清水章一委員) 次に、日程第4、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

先ほどと同じように、審査の都合上、歳入歳出、そして給与明細書を含めて全体について進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 審査資料を出していただいております。資料は33ページ。

まず、後期高齢者の福岡県全体での部分で市長さんが委員になっておられて、太宰府市ではどんな状況なのかということで資料を出していただきました。で、ここで見ますこの特別徴収者が4,371人、それから普通徴収というのが1,995人というのがこの1万5,000円以下なのかどうか。で、75歳以上の6,366人、その中で、余り把握はできていないけど、年金をもらっていない人は738人となっておりますということですが、まずこの1点ですね。

それとですね、繰り下げ、繰り上げという制度があるんですね、年金では。で、年金をできるだけ繰り下げたいという形で、65歳からもらうよりも66歳、67歳になってくると0.8%等、はよ言えば給付率が上がります。その間もらわないわけですから、年金から徴収できないという状況が出てきます。できるだけ、国民年金の方なんかは、1年でも2年でもできるだけ増やしたいなど。で、この2年間は、本来は5%ぐらいは年金の保険料が上がっていたんですよ。ところが、物価スライドの関係で、今年金の給付額の引き上げ停止になっているんですね。少しずつ上げていきよったと、ところが今とまっていますし、できれば年金の受給をできれば66歳にしたいとか67歳にしたら金額は大幅に上がりますから。そういう年金をもらわない人たちの天引きができない状況があります。だから、後期高齢者医療制度でも矛盾点も出てくるんですが、この辺はどう対応するのか。年金から天引きされる介護保険料が、後期高齢者。

○委員長(清水章一委員) 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） まず1点目の1,995人普通徴収者、この方がすべて年金が年間18万円以下ということではなくて、そういう方も含まれております。まずですね、2分の1の判定で落ちた方は544人いらっしゃいました。それと、あと社会保険に今加入していらっしゃる方が852人、とりあえず社会保険の方については、その方がご本人なのか被扶養者なのかによって保険料が変わってきますので、その方はとりあえず年金の天引きを4月からは行いません。で、その方も入っております。

それと、あと2点目のですね、年金受給情報が存在しない人、この方については、全く年金がないのかどうかというのは一人一人に確認しないとわからないところなんですけど、この方の中には、社会保険庁などで把握できている年金受給情報がないということですから、そういった年金はないと思いますが、恩給というのがあってですね、旧法の恩給制度の中で恩給をもらっていらっしゃる方は天引きの対象になっておりませんので、恩給の方はもう普通徴収になりますので、738名の中には、高齢の方の恩給だけをもらっていらっしゃるという方が含まれていると思います。

それと、65歳以上の方の年金を停止してある方については、これは国民健康保険税を天引きするかどうかになってくるんですけども、当然年金受給がなければ天引きの対象にはならないということになります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、もうこれに矛盾が出てくるのはですね、75歳の人、誕生日になりますと後期高齢者医療に組み込まれますが、そげん同級生同士で結婚しているという人は少ないと思うんですよ。逆に、奥さんが70歳でご主人が75歳の場合、その所得、国民健康保険の場合は、奥さんは奥さんだけの所得に対して課税するのか、それとも同じ世帯ですけど、健康保険別になっているけど、年金受給をされている75歳以上の方の所得も含めて所得課税するのか、この辺が私もちょっといろんな資料見ておってわからないんですよ。だから、世帯主が夫で後期高齢者医療の75歳、夫婦世帯として、で奥さんが今までは、配偶者であったところ、今度は75歳以上の方が年金から後期高齢者医療に変わる、そうすると奥さんは年金をもらっていたとしますね。その年金だけで、夫の年金は課税対象から一切外れて、一人世帯の均等割と平等割と奥さんの70歳とか74歳までの所得によって課税するのか、夫の後期高齢者医療者になった方の所得は一切関係ないのか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） では、具体的に説明させていただきます。

例えば夫が76歳、妻が72歳でお二人とも国民健康保険に加入していらっしゃいます。で、今は国民健康保険税を世帯として、ご主人が世帯主としてお支払いになっていらっしゃいます。で、この中には当然奥様の均等割も含まれた分でお支払いになっています。で、76歳のご主人は、今度後期高齢者医療保険の方に移られます。そうしますと、ご主人は、ご自身の所得分だけで後期高齢者の保険料を計算して、年金から天引きになります。で、奥様は、国民健康保険

に1人残ることになります。で、この方の場合ですね、特別に軽減措置が設けられております。1つは、例えばその世帯で国民健康保険料の平等割、均等割について2割軽減、5割軽減、7割軽減の軽減を受けてあった世帯については、ご主人が出ることで例えば軽減の対象でなくなったとしても、5年間は今までの軽減を受け続けることができる、奥様1人であってもですね。それと、世帯割で賦課されている保険料については、5年間平等割が半額になります。で、当然奥様に課税所得があれば国民健康保険税の所得割がかかりますが、課税所得がなければ、基礎年金だけであれば課税所得はありませんので、均等割だけの負担になります。平等割は半額ということになります。いろいろ、社会保険から国民健康保険に入ってきた方についてはまた別の軽減措置が設けられております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、そういう制度が1つ、夫婦の場合ね。ところが、息子さんの扶養に入っておられた、国民健康保険の中で。で、父親が75歳で、後期高齢者医療になった。ところが、今度はお母さんはまだ後期高齢者医療にはならない。で、息子さんの所得が、会社員とか、その普通の事業者でも構いませんが、事業をしておいて、その中に出てくる場合についてですね、もう70歳ぐらいのお母さんは均等割だけで、年金がですね、年金控除が、もし控除の雑控除を超えた場合もひよっとしたら年金もあるかわかりませんが、125万円超えた年金をもらっている場合、それは、はっきり言ってその世帯の中のお母さんの所得も世帯の全体として課税対象になるということは、そういうふうになりますよね。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 例えばお母さんが国民健康保険の方に来られて、そこに別の若い方が国民健康保険の被保険者でおられた場合は平等割の軽減はないですね。若い方がいらっしゃるから、当然お母様お一人ではないので、平等割の軽減もありませんし、所得はもともと国民健康保険の被保険者だけの所得で課税されますから……。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いや、ちょっと待ってよ。事業税の申告をするときに、事業専従者控除をとるでしょう。そうすると、本来38万円かな、市民税の場合違うんだけど。だから、国民健康保険の場合は本人の控除ですけどね、全体的な所得を計算して所得割を出すという制度もありますよね。全くその家族の中に、所得控除した部分については、税務署に申告して課税がかかれば、70歳以上でも所得税がかかるという状況もあるんだけど。だから、そういう一世帯の中に、もう様々な形で、もうはっきり言ってお母さんが事業主で、息子さんがそこで働いておいて、息子が専従者控除になっていると。で、専従者控除を青色申告として申告しておりますから、いろんな部分で、所得の部分含めて全体の所得として国民健康保険は課税の対象というふうに見るんですが、そういうような状況の中で、その70歳の方の所得がはっきり言って年金の雑控除で課税対象にならなければそりゃ問題はありますが、逆に現役世代の収入があればね、世帯全体として課税対象になるんじゃないですかと私が聞いているんですよ。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 課税所得がおありになればですね、当然所得割の課税はかかってまいります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、均等割じゃなくてね、当然所得があればね、所得割として家族全体の部分で課税がかかると。当然その計算が、コンピューターの中から申告書に基づいてね、やられるわけですから、夫は後期高齢者、妻はまだ後期高齢者じゃないけど、国民健康保険として、はよ言えば所得があれば、家族含めて所得割、均等割、平等割がかかる。ある一定の、その夫婦だけの場合は軽減措置があるけど、軽減措置のない400万円ぐらいの方々の扶養の中では、母親の所得割が、現実に250万円ぐらい収入があれば、それも国民健康保険の課税対象で、最高限度額に近づくよというふうに受けとめとっていいですかと私が聞いているんですが、大体そのとおりのようですので。これ、間違いありましたら間違いと言ってください。大体そういう状況でしょう。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 例えば250万円課税所得がおありになればですね、今までも所得割は払っていらっやったですし、これからも払っていただくと、ご主人が後期高齢者に移られても払っていただくということになります。ただ、たった一人になった場合にだけ平等割が半額になるということになりますね。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今2人だけの話聞きよったらもうこんがらがってようわからんのやけど、要はね、夫婦が、いわゆる後期高齢者の対象になった人だけの分が抜けるというだけの話でしょう。違うの、単純にいくと。その奥さんの年齢が後期高齢者に達するまでは、今までとは何にも変わらんということでしょう。

（「変わるって。変わる、変わる」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） 変わるの。いや、所得の、その世帯の人数は変わるよ、もちろん。じゃ、子供さんが国民健康保険に入っとけば、その後期高齢者の分だけが要するにマイナスになっていくという話じゃないの。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 結局、今までご夫婦お二人でそれぞれの均等割と平等割を負担していらっやった分が、ご主人が抜けられることで、奥様一人が平等割を1人で負担しなければならないということになるので、激変緩和措置として、奥様が残られた場合には平等割を半額にするという軽減措置は今度新たにつくられました。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは夫婦二人だけの場合でしょう、そうやろう。いやいや、そうじゃなくて、だから夫婦二人の場合はわかるんですよ。1人が抜けたら1人がね。要するに、家族

の人がなっている場合。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） ほかに家族がおられた場合は、特に軽減はないんですが、抜けられたことによって2割、5割、7割軽減が外れる場合は、それはそれまでの軽減を維持するというのがあります。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いや、担当課の課長が説明してあるのはよくわかるんだけど、最終的にはね、はよ言えば家族の中にお父さんとお母さんがおられた。そして、息子がおって扶養に入れとった、国民健康保険の。ところが、父親が75歳になったから後期高齢者に移ったよと。で、そこで所得割、均等割、平等割がかかってきますと。ただし、この奥さんは、均等割については軽減措置があるけど、逆に健康保険料は、お父さんの健康保険料も増えるし、はっきり言って外れたからというて安くなることはない。逆に、後期高齢者医療保険料の所得割、均等割、平等割が新たにかかりますよということでしょう。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） では、ちょっと国の方がパンフレットに書いてある軽減をそのとおり読んでみます。まずですね、所得の低い方の国保保険料の軽減について。保険料の軽減を受けている世帯は、これは2割、5割、7割軽減のことです、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。次に、世帯割で賦課されている国保保険料の軽減について。国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間世帯割で賦課される保険料が半額になります。

ですから、最初の所得の低い方の保険料の軽減については、「世帯構成が変わらなければ」ということは、仮にここに若い方がおられても、軽減を受けている場合は、その世帯の構成が変わらなければ同じ軽減を受けられるということになります。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長、先ほどからね、聞いてますけど、後期高齢者医療制度の中で平等割というのはあるんですか。私は、均等割と所得割という形で聞いているんですが。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 後期高齢者医療保険料は均等割と所得割だけです。

○委員長（清水章一委員） はい、そういうことですね。誤解のないようにお願いします。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」反対討論いたします。

この法律は、昨年6月、国会で強行採決され、附帯決議が何と21項目つけられました。高齢者の医療として、お年寄りに対して、老後における健康の保持という基本条項が削られ、かわりに高齢者の医療の適正化を推進する抑制へと変えられた内容であります。4月から、75歳以上のすべての人を国民健康保険制度から外して後期高齢者医療制度に組み込まれ、医療制限診療報酬の上限も定められます。医療機関が手厚い治療をすればするほど赤字になってしまいますので、退院を促す結果になります。その上、2年後には、高齢者指定医の指導のもとに、治療や入院、薬も制限をされます。また、政府は、いずれ高齢者は死を迎えるために、在宅死の推進と称して退院を勧めます。戦前戦後一生懸命働いて今日の社会を築いてきた高齢者が長生きしてもよくないと嘆くような制度が実施されようとしています。社会保険や共済組合の保険の扶養者については保険料の一部の負担先送りがありますが、福岡県は全国でも2番目に高い後期高齢者保険料と介護保険料が年金から天引きされます。その上、医療費の実態に合わせて2年ごとに自動的に保険料の改定が行われますし、無年金者には直接納付義務が発生しますが、年金収入のない高齢者が保険料を滞納すると保険証が取り上げられる仕組みも設けられています。高齢者の年金、介護保険料は天引きされ、医療費や介護利用料の負担は強まり、その上物価高、値上げで高齢者に大変な負担を負わせるばかりです。制度の内容についても、お年寄りに対して前期・後期高齢者医療制度をつくり、70歳以上は1割負担、70歳から74歳までの高齢者に対しては、現役並み所得のある人は3割負担、所得の低い高齢者の1年後の医療費は2割負担が課せられます。その上、前期高齢者と言われる65歳以上の方々は、今でも入院すると、食費及びベッド代や居住費の負担、テレビの使用料等、大変な高い、お金のない高齢者には、入院もできない状況をつくり出す結果になると思われまます。

このような法律を認めるわけにはいきません。中止すべきです。ところが、4月1日より実施のための予算決定であり、到底認めるわけにはいきませんので、反対を表明し、討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 後期高齢者医療制度については、4月実施に向けて、今各広域連合等で実施に向けての準備が進められていますけども、この制度の問題点が、実施が近づけば近づくほど問題点が浮き彫りになって、今国会の方にも、衆議院で野党4党共同で後期高齢者医療制度の廃止法案を提出しております。引き続きこの廃止法案を可決するためにこちらの方は全力を尽くしますので、この後期高齢者医療制度特別会計については賛成することはできません。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後4時23分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第5、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

これも審査の都合上、歳入歳出、給与明細書全般にわたって質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 私は、75歳以上の方、年金から天引きされるというのはわかるんですが、まず先ほど関連しましたこの固定資産税滞納者、お年寄りですから、おうちを持っておられたりいろいろしますが、この年金を差し押さえすることができます。で、後期高齢者医療制度になったら75歳以上の方の年金は差し押さえ対象から外すのかどうか。

現在太宰府市では、年金を差し押さえしております。当然、納税義務がある者が資産がない場合は年金を押しさえるというのが法律上認められていますから、それは執行業務としてやられたことですからわかりますが、今後後期高齢者の75歳以上の方が、先ほども審議の過程にありました固定資産税や市民税や国民健康保険税が、過去にも滞納もありますし、こういう年金、高齢者の年金は差し押さえ対象から外すのか外さないのか。外した場合は、独自に後期高齢者医療保険料を直接納付をせざるを得ない、こういう状況がありますので、年金を75歳以上は差し押さえをしないという確約をいただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 銀行預金を差し押さえする場合、一般債権になるものですから、そ

れぞれが年金かどうかわからないんですよ。だから、うちの場合は、その一般債権として押さえております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、そこなんですね。一般債権として、年金は必ず受け取るのは、現金ではくれません。だから、預金通帳に年金が振り込んでこられる。で、年金が、やはり月15万円なら15万円、2カ月に1遍30万円入ってきますから。で、この預金通帳が、はっきり言ってこの税金の、過去に税金納付を天引きしたとかという記録も、税法上の関係では個人的な問題でわかるんですが、はよ言えば、年金が振り込まれておるかどうかわからないけど、預金通帳の中に年金が振り込まれてくるわけだから、これは年金が押さえられたと同じような状況になるんですよ。だから、それが年金だということになった場合は、年金者から差し押さえされると介護保険料が払えなくなるという問題が発生するんですが、こういう場合は、年金ですから差し押さえしないでくださいという申し立てが可能かどうか。あくまでも債権として見ると、年金かどうかはわからないと。定期預金があるから、定期預金を差し押さえするというのはわかるんですが、皆さん、年金というのは必ず預金通帳の中に入ってきます。だから、年金は差し押さえられておりませんが、預金の中に年金が入ってきている、これを差し押さえすると年金受給者は全く生活ができないと、こういう問題があるけど、そこの配慮が行われるかどうかです。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 極力ですね、私の方も、滞納者と面接して話しておりますので、給与やら押さえる場合ですね、本人さん10万円、被扶養者4万5,000円を排除してですね、極力執行したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今、どういう場合に、どういうケースの場合に差し押さえて、その年金からね、通帳から引き落とすような状況になるのかどうかですよ。どういう状態のときに差し押さえしたりそういう状況になるのか。そこはいかがですか。

そりゃ、ケースがあるでしょうが。何でもかんでも入らんかったら1年後にそうやってするわけ。そうじゃないでしょう。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 一般的にですね、納税相談をして、全くそれに応じない人、それと支払い能力があるというふうなことでですね、全然応じてくれない人ですね。それと、例えば税金は払わないんですけど、身の回りに金品を使いですね、税金は二の次だというふうな考えた方については差し押さえするほかないと考えております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、今武藤委員が言われる、年金が入ってきたときに押さえるということはあり得ないんでしょう。そのほかに収入があって、払えるけども払わないとい

う人に対してはそういうケースもあるかもわからんけども、それはちゃんと年金以外に貯蓄がなからんとできんわけですから、年金だけで生活している人からね、そういう差し押さえするとかはあり得ないわけでしょう。

(「あるったい、それは」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) だから、それは、それでしか生活できない人からね、10万円、20万円引いたら生活できんじゃないですか。そういう人から差し押さえするわけ。今課長が言ったのはね、支払い能力があるけども、そういう能力があるけども払わない人からはそういうケースがあるという、私もそういうふうに理解しているわけですよ。だから、そこらあたりをね、その武藤委員が言われるのもよくわかるんですよ。わかるけども、年金だけで生活している人からね、それを押さえたりしたら生活できんわけでしょう。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) ちょっといいかな。今、その担当課の課長の説明では、預金を差し押さえるので、はよ言やあ年金かどうかわかりませんと、こう言よんです。で、年金が入ってきているか年金じゃないかわからんけど、年金も入ってきとつても、通帳を差し押さえよるわけだけん、だから年金を差し押さえた状況だけど、年金だという場合についての特別な配慮はあるのかと聞きよるんだけど。だから、その年金は差し押さえられましたといったときに市はどういうふうに対応するのかというけど。

○委員長(清水章一委員) 福廣委員。

○委員(福廣和美委員) その前の段階として、面接したりいろいろしてするわけでしょう。そして、年金だけの収入かどうかというのはもうわかっとなるわけやね、そうでしょう。

(「わからんち」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) いやいや、面談してやるわけだから、その時点では、通帳に幾らあって、払える状態なのか払えない状態なのかわかった上で、向こうが払わん人からはそれからその通帳を押さえることできるでしょうけど、そのときにもうこの人は年金の収入しかないと、そこで支払い能力がないんだという、わかれば差し押さえたりしないんでしょう。

(「する」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) いや、だからするのはする……。

(「課長、はっきり質問の趣旨わかったら答えな」と呼ぶ者あり)

○委員(福廣和美委員) するならするでいいよ。

(「質問の趣旨がわかったら答えな、あんたら」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 特別収納課長。

○特別収納課長(鬼木敏光) 金額、さきに言いましたように、給与でもですね、本人さんが10万円、扶養者が4万5,000円、それとその不足分の税関連2%をオーバーした分については押さえます。

(「それでいい、そのとおりや」と呼ぶ者あり)

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今から先どうなるかわからんけどね、私はもう、そりゃ言えばわかると思うけど、太宰府市に住んでおられたと。で、太宰府市で本当に税金を滞納しましたと、申しわけなかったと。ところが、私は今もう年金生活者ですと。で、現在鹿児島に住んでおりますと。ところが、年金を楽しみにして生活をしておりましたら、年金が全額差し押さえされましたという連絡が入りました。で、あなたがなぜ税金を滞納したんですかと聞いたら、太宰府市に住んでおられて、会社が倒産して太宰府市に大変迷惑をかけておりましたら、年金の通帳に入った金額を差し押さえられましたと。市としては、年金だったのかというのはわからない、あくまでも預金通帳の部分で、その内容が何の入金かわからないということで、市の方にも何回かもう電話もされていると思うんですが。その通帳、年金自身を、その段階では社会保険事務所に行ったそうです。で、年金が差し押さえられたんですが、生活できませんがと言ったら、それは地方自治体の職権で、はよ言えば指定された預金通帳に入れられたものは差し押さえすることが法律で認められておりますと、年金とわかっておっても差し押さえは可能ですよ、そういうふうに回答されたそうですよ。それで、頭にきて、市役所の窓口もいろいろ対応されたようだと思うんですけど。私としては、やはり税金の滞納はだめなんですよと、納税相談に応じなさいと、鹿児島から出てくるのも大変だけど、やはり少しずつでも払うから、次からの差し押さえを、あるいは少なくなるような納税相談に応じませんか、私もそういう指導をしました。だから、あなたも悪いんですと。ただし、おれの年金を全部差し押さえ、おれはどうして生活していきゃいいのかと言われましたので、それは私なりに本人と話をしたんですが。

今課長の答弁では、年金かどうか、やっぱり通帳を押さえるからですね、生命保険ならば生命保険という特定があります。ところが、通帳番号に基づいて押さえられると、それが年金かどうか、年金という場合は、それじゃある一定の生活の基準がありますから、差し押さえるの基準、これに基づいて押さえたものについては振り戻すことが可能だということにもさっきの答弁では受けるんですが、そういう状況でいいんですか。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 配慮してですね、その点は押さえていってます。ただ、一遍押さえたものについては返すことはできないんですけど、押さえる前に計算して押さえていきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ところが、押さえるときに、年金とかそういうのを調査する。難しいよ。私も差し押さえも何回もやっぱりあるけどね。だから、逆にあなた方が、年金も、はよ言えば全部取ることはありませんけど、年金を対象として押さえますよという通知まで出さないとね、誤解が出てくるよね。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この滞納処分はですね、差し押さえまでに行き着くまでいろんな過程を通ってくるわけです。その中で、納税相談なり何なりしながら、そしてその過程の状況をよくよく見ながら、そこの中でそういうふうな差し押さえをします。じゃ、それは資産をするのか、不動産をするのか、いろんな差し押さえの方法があります。だから、そのあたりはケース、ケースでそれぞれ違いますので、そうしたケースの中で専門の納税官なり特別収納課が対応してやっていますので、その具体的なケースは、またそういう方がもし議員さんの方に相談されたら、納税相談にまずおいでくださいと、そしてその中で十分話をした上で、あなたが払いやすい形の中で何かないかというのをお互いが見つけていってですね、差し押さえすることが目的じゃありませんので、税を払っていただくという形で、税の公平性をどう図っていくのかということが大きな目的でございますので、そういうことで理解をお願いをしたいと思います。

以上であります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 介護保険の344ページ、346ページに各調書もあります。これも含めて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対討論いたします。

今議会には、議案第19号及び議案第25号、議案第28号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号との関連があり、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療等にかかわっております。国民健康保険、被用者保険、共済組合、あらゆる健康保険制度に対して40歳以上の方々に介護保険料の負担をさせる制度が介護保険事業であり、40歳から介護保険料を負担する太宰府市民の平成19年度対象者は1万2,989名と報告されております。太宰府市の国民健康保険加入者に対して、所得割、均等割、平等割は、総務文教委員会に関連して審議付託された議案第19号についてと、及び予算特別委員会で審議を行った議案第35号で反対討論でも述べたように、保険料の改定によって介護保険料の値上げが行われ、市民の負担が大きくなっております。保険料の徴収については、国民健康保険税に上乘せされて納付する方々と年金から天引きされる高齢者の負担などを考えると、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は認めることができず、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論ありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算書、提案の議案については反対をいたします。

反対理由といたしましては、私の所管委員会でも、再度述べる形になりますけども、所管委員会において、関係の後期高齢者医療制度の関係の議案のところに反対している関係で本議案にも反対いたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後4時40分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第6、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳入歳出、そして358ページの調書全体について審議をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 最終的には、年度末に当たりまして、担当課が夜間訪問などされていることについてはよくわかります。ただし、この制度はなくなりまして償還だけなんです。この実態がどうなのか、決算段階です。もう保証人も支払い能力がない、もうおうちも処分

をしている、もうこんな状況もあると思いますし、逆に土地、建物、資金を借りてまだ住んでいるという場合は、やはり同じように家賃を、生活保護であれ、一般であれ家賃を払わなきゃならないんですが、実態をですね、決算段階では、1番から二十何番までずらっと書いてありますが、一度具体的な個別調書ですね、実態としてはもう支払い能力がないならないという場合どうするかというですね、こういうものがあと何年も続いていくという状況です。そして、償還ができないもんですから、基金から全部繰り入れて肩がわりをしていく、こういう状況の繰り返しをですね、どうするのか。全国では、大阪では強制執行が始まりました、現実に住んでおられる場合ですね。だから、ある一定、住宅新築資金等貸付も廃止されて、償還だけがこういう状況ですね、現在のところ、償還、基金から繰り入れてどうにかしてありますが、まだ大変な額が残っておりますし、実態をですね、具体的に保証人に支払い能力が、もう本人にはない、生活保護を受けている、もうその家はない、そういうものをわかりやすく決算で出しているだけことを要望して、質疑を終わります。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後4時44分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第7、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」を議題といたします。

1ページから21ページまでございます。一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 審査資料の34ページ、この平成20年度の水道事業会計にしても、下水道事業会計についても、この中を見ますと、水道の未収金、この滞納というのがわからないようになっております。で、これを見るときに、どのくらいの滞納があるのかというのは、予算書19ページの貸借対照表には未収金というのが出てきたり、21ページに出てきますが、まず水道の滞納額について資料を出していただきました。で、水道というのは、滞納をすると直ちにとめるということもできますが、またこの時期、大学を卒業して学生たちが移動もしております。また、転居もあります。直接納付制度になっている方もありますが、ここで見ますと、平成20年1月31日現在、調定額、修正、収納、未納額という形で1,197万9,000円、これが平成18年度の未収額、平成19年度については未収予定額が2,132万9,000円です。それで、まずこの未収金がこの中に出てきませんが、この未収金の対応について担当課から説明を受けたいというのが1点です。

それから、同じく審査資料を要求した、上下水道部所管になります加入負担金ですね、今年度4,125万4,000円減額になって、市長の提案理由の説明もあっておりましたが、逆に私としては、ここに書いてますように、個人加入負担金、それから団体加入負担金として、平成19年度と比較してですね、金額的に、団体加入負担金もありますが、説明では個人加入負担金納入件数188件中、通古賀、吉松東区画整理地内の加入負担金納入件数は130件、団体加入負担金納入件数は409件、通古賀区画整理地内の負担金納入件数は66件で、平成19年度中に収納しており、平成20年度の団体加入は一部の加入しか予定してないということですが、その高層化していく計画があれば、いつも担当課が言うのは、太宰府の場合は建築規制なんかもありまして、なかなか水道の、1世帯に水道を供給するのとマンションの20、30世帯にするのとでは収益の大幅な違いがあると、こういう説明がありました。今後水道料金の使用料が増えるのかどうかというのが1点と、未収額をどうするかということ、それから水道事業の預かり金9億円の内訳と平成20年度次年度繰越現金16億3,267万円の、この計画が出てきてますが、これは現金、預金の額であり、平成20年度損益計算書に示す4,984万1,000円の純利益を見込んだ金額というふうになっておりますので、その辺も簡単に説明を3点について受けたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） まず、1点目の平成18年度の未収金の収納状況、それと平成19年度の滞納状況についてご説明申し上げます。

まず、平成18年度決算での滞納額、未収金につきましては、平成18年度で、地方自治法から民法の方に不納欠損の部分が変わりました。それで、平成18年度決算で一定の不良債権について整理をさせていただきましたので、平成18年度分の未納額につきましては、今、1月31日現在で62.84%でございます。3月末、一応65%を見込んでおります。それと平成19年度、現年度分でございますけど、ここ平成18年度の決算でも、3月31日現在98%というところで目標に置いております。これは平成17年度、平成18年度とほぼ同じ数値でございます。ご承知のように、水道事業・下水道事業会計は、3月31日で締めまして即決算でございます。一般会計のよ

うに5月31日までの出納整理期間はございません。ちなみに、5月31日現在では99%の収納率を目標に行っております。

それから、加入負担金、2番目のご質問でございますが、加入負担金は、審査資料の中で記載しておりますように、ここずっと増えてきておりましたのは、佐野地区の区画整理事業での加入負担金、これが一定もう終息いたしました。で、平成19年度は通古賀及び吉松東の区画整理事業によりまして、平成19年度中にほぼと、吉松東は全額入っております。通古賀につきましては、まだ一部、これからマンションが建てられる、あるいは集合住宅等が建つ部分の一部の加入負担金は残しておりますけど、平成19年度までで大きな開発事業が大体終了を迎えてきておりますので、平成20年度についてはちょっと低目に予算措置をしているものでございます。

それから、3番目の平成20年度の損益収支の見込みでございますけど、まず水道使用料を、ここ当分、過去5年間の水道使用量の伸びが平均1.5%ぐらいでございます。それで、平成20年度の水道使用料の伸びにつきましては、平成19年度の決算見込み1.42%の伸びを見込んでおりますので、平成20年度につきましては、平成19年度の決算見込みの1.4%増で予算措置をしております。ここ、平成23、24年度までは1.5%近い伸びを一応見込んでおります。ただし、人口の伸びにもよりますが、平成30年度まで私どもが財政収支予測を立てておりますのは、平成25年度以降の伸びを1%以内に、若干低目に修正して財政予測を立てているところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、それじゃその未収金については入ってくれば、もうそれだけ黒字財政になるということですね、ですけどこの徴収率は、見込みとしては、水道の場合は使用しない場合はもうとめてしまいますね、それから転居したりすると、またその全国各地から大学にきている学生とかそういう部分があるんですが、管理会社に負担をさせるとか、そういうものも検討しているのかどうか、不動産契約しているところにですね、やはり支払ってもらおうとかですね、そういう状況を考えているのかどうか。

それからもう一点はですね、この水道事業の預かり金9億円の内訳としては、この所得税と契約保証金等のために9億円も要するのかというのがちょっと内容がわからないので、そこも含めて説明ください。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） まず、1点目の質問でございますけど、未収金対策としては、今言われましたように、3カ月滞納されましたお客様につきましては停水予告をし、停水を行っております。特に今ご質問の学生が多い市でございますけど、その学生の転居、転出についての管理会社との契約あるいはその無断転出、転居した場合の管理会社の方に負担を一部求めているのかということについては、求めておりません。まだそこまでは至っておりません。

それと、2番目の質問の預かり金でございますけど、9億円の年間の動きでございますが、預かり金の大半は下水道使用料の市水分の預かり金でございます。これが大半でございます。あとは職員の預かり所得税、所得税を預かっている分、それと平成18年度決算で契約保証金、工事請負契約等を結びまして、契約保証金として現金を納められた業者がございましたので、資料の中で契約保証金を入れているものでございます。契約保証金の預かりにつきましては、現金預かりはめったにございません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません。19ページのですね、水道事業予定貸借対照表のところ、1点ですね、固定資産の(3)投資のところをお伺いしたいんですけども、投資有価証券4億9,990万円というふうになってはいますけども、これはまだ3月31日現在と、もうちょっと先の日ですけども、最近の株価の方、いろいろ株安の方が進んでいますけども、ここの数字の方が変化が生じる可能性というのはあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） この4億9,990万円につきましては、平成18年11月24日に第25回利付国債の2年物を購入しております。で、5億円の額面を4億9,990万円で購入した、要するにアンダーパーで購入しております。これが、平成20年11月15日、平成20年度の11月15日に満期を迎えますので、その分を平成20年度の当初予算に固定資産売却益として10万円、それと4条予算の方に固定資産売却代金として4億9,990万円を計上しております。ですから、一度この貸借対照表上の投資4億9,990万円につきましては平成20年度でゼロになります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後4時58分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第8、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」を議題とします。

これも1ページから20ページにわたりまして、全体について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 国民年金保養センター、今名前が変わっていますが、あそこのお風呂のお湯の排水が、年金センターの場合は雨水の方に流していたのを、今回経営者が変わって、これをですね、汚水管の方に流すようにということで、たしか12月議会で1㎡65円の条例変更とかやりましたが、これが実際に実行に移されるのはいつかわかりましたら教えてください。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） ホテルグランティアの下水道の、特に温泉汚水を接続したいという申し出がございまして、12月議会で下水道使用料条例の一部を改正していただきました。で、平成20年度当初予算の下水道使用料に、もうホテルグランティアの汚水量、それと温泉汚水量も見込んで予算計上させていただいておりますけれど、今現在、まだそのホテル側と地域住民側との話し合いが行われておりまして、まだ接続まで至っておりません。それで、私どもの方としては、大口のおお客様にもなりますので、できるだけ早目に接続していただくように持っていただきたいと思いますんですけど、今現時点ではまだ未定でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） やはり一つの収入源にはなるとお思いますので、できるだけ早くですね、やっぱり契約、こちら側から、向こうから言うてくるのを待つんじゃなくて、期限を切ってやるということと、地元の住民の云々というのがありましたけども、これはまたそれなりに対策、早くするという方向で進んでいただきたいというふうに要望をしておきます。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（大江田 洋） ホテルグランティアの方から接続の要望が出ております。それで、今まで調整区域でございますので、取り付け管がついておりません。それで、取り付け管をつけるために、うちの方の工事業者を現地へやって、ホテルグランティアと取り付け管位置の確認をして工事に入りました。ところが、地元住民から工事をやめろということで差しとめがありましたので、現在とめております。うちの方としても、今現在のホテルの温泉水、それから汚水、浄化槽を経由して横の水路、それから前面の側溝から河川に入っておりますので、早く下水道につないでもらって河川の汚濁を防止したいと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、下水道事業について審査資料を出していただいた最後の35ページですが、下水道事業予算を見ておりました、11ページあたりに前年度の未収金として上がっておりますが、この金額的にはですね、ここに上げている金額の未収金と、それから提出された下水道、ところがですね、右と左と比較していただくと、平成18年度までの上水道の未納額は1,197万9,000円に対して、下水道は4,052万1,000円ですよ。だから、4倍近くになっていると。それから、平成19年度については、2,132万9,000円に対して、何と8,436万6,000円。で、そのうち未納予定額、3月の預かり金が5,850万円含まれていると。預かり金が5,850万円含まれているという部分と含めて、その水道より下水道の方の未納額が増額になっている特徴点ですね。

それから、やはり繰上償還を今年は17億9,300万円して行いたいということで考えておられるようですが、この繰上償還については、決算では、各何年度に借りた部分で利率が何%でということ、借りがえと繰り上げと両方ありますが、この17億9,300万円の場合は、この繰上償還という形でどのくらい負担軽減されるのかですね。それから、平成20年度の財政的な問題については、この11ページに繰越現金を含めてということになっておりますが、現金の大幅な移動はないという形で、償還利子の後年度では4億2,700万円、17億9,300万円を繰上償還すると4億2,700万円の平成32年までの効果があるというふうにしていますが、ちょっと具体的に再度説明を求めておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） まず、1点目の下水道使用料の未収金の収納状況でございますが、まず資料の中で、平成18年度の未収金、これは平成18年度決算での滞納額でございます、これの収納状況が、1月31日現在で66.3%でございます。平成19年度の滞納状況、これは平成19年度の現年度分の決算見込みでございますが、米印をしております3月分の水道事業預かり金5,850万円を含んで92.8%、平成18年度の決算特別委員会の中でもご説明させていただきましたけど、下水道使用料につきましては、毎月毎月水道事業がその徴収を受託しております、特に市水分につきましては、で、4月分から3月分まで毎月毎月調定を行うんですけど、最後の3月分の調定、要するに口座引き落とし日が3月27日ぐらいでございます。ですから、3月分下水道使用料の市水分が入りましたものにつきましては、ほとんどが水道事業会計で3月31日現在預かり金処理になります。それで、収納率は低い状態になります。

ちなみにこの預かり金が実質収納されますと、収納率は97.8%で見込んでおります。で、5月31日現在、水道事業よりも0.2ポイント下の98.8%で予想を立てております。

それと、未収金が4,052万1,000円の未納額を予想してます、1月31日現在でございますけど、1つは、水道の場合でしたら対抗手段として停水ができます。ですから、市水の下水道使用者については同じように停水で対応しておりますけど、井戸水の下水道使用者についての対

応、この辺でちょっと苦慮しているところがございます。先ほど一般会計でも言っておりましたように、今2月、3月、夜間の家庭訪問、訪問徴収、電話督促をやっているところでございます。その井戸水の滞納者対策の部分で未納額が水道よりも多いという状況です。

2番目の繰上償還でございますが、今回の繰上償還につきましては平成19年度の補正予算で提案させていただいております。これが約5億2,720万円、平成20年度で予算に計上させていただいております17億9,330万8,000円、そして平成21年度にまた提案させていただきますが、予定が12億7,590万円余り、合計で、下水道事業会計で今借りております残高151億円のうち35億9,654万4,000円を繰上償還する予定にしております。これは、過去借りておりました企業債の5%以上の企業債についてすべて戻す予定にしております。これを、平成19年度、平成20年度につきましては、その資金調達のために、繰上償還する額相応額を低利の借換債を借りかえる予定でございます。ただ、平成21年度、今から2年後あたりが、今よりも金利が上がるであろうという私どもの推測のもと、平成21年度については減債積立金を取り崩して現金で償還する予定でございます。

武藤委員のご質問の平成19年度繰上償還します5億2,700万円での効果が1億680万円、平成20年度、今予算計上させていただいておりますこの17億9,330万8,000円の繰上償還、それと借換債の差し引き効果が4億2,700万円、平成21年度は繰上償還だけを行い、借りかえを行いませんので、その効果が4億2,500万円、合計で約9億5,900万円余りの効果を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これだけ繰上償還してて、財政的にね、借りかえたりして、利息の部分をやるんだけど、水道・下水道とは連結して、その太宰府市の水道というのは、昭和46年から始めて、松川ダムのね、部分の経過からあるんだけど、やはり安定してきているんですよ、繰上償還ができるというのはね。ただもう一つは、福岡地区水道企業団の水が一番高いと、これをやめればまだ黒字になると、あんな高い水を買う、山神の2倍近い高い水を買っているんだけど、こういう繰上償還ができるということは、太宰府市全体の今から先の企業会計も含めて、太宰府市が国に報告せざる、市民に報告をしなきゃいけないときに一番赤字になるのは国民健康保険だけじゃないかなと。水道・下水道事業も含めて、後期高齢者は県の制度だからあれだけ。ある一定、以前から質問しているように、見直し時期が来たら、ある一定の水道・下水道料金の改定はやっぱり検討せざるを得ないかなと。こんなに繰上償還ができるような状況。

それから、以前もね、水道事業、下水道事業というのは特別会計だしね、以前一遍私には「やりましょう」といって回答があったんだけど、その前の商工会の横のね、その駐車場を、1階は駐車場にして、2階、3階ぐらいしてね、上下水道局とね、会議室あたりももうなくなって、もうどうしようもないことになってんだけど、5億円もあればね、今できるんだけど、つくらんかと言うたら、「はい、検討します」と言うていた。検討したけど、前向きに慎

重に検討した結果、やめてしもたんよね。記憶にあらう。だから、これだけ今ね、まさかこんなにOA機器が入ってくるとは思わなかった。今見て、この水道・下水道料金についても、庁舎使用料も払っているんだけど、できればそこ、その裏にね、水道局ぐらいはつくってね、してやるぐらい、もう今、あんた会議するといったって場所がなかろうがね。もう部屋もなくて、だから質問したように、課がもう分断して、財政係でも3階、2階に分かれているとか。やっぱり庁舎をもう少し整備するためには、5億円ぐらいかけてでも水道局を公有地につくるぐらいの考え方は、回答はもう求めませんが、あんたがうんと言うたって、だめなんや、市長がやれと言わにゃ、あんた。会計管理者が、いや、わかった、この水道の金は私の金じゃからすると、そりゃ会計管理者、上下水道部長が言やあいいよ。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後5時14分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

これで予算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ここでお諮りします。

本委員会における審査内容と結果の報告につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ご異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告につきましては委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） これをもちまして予算特別委員会を閉会します。

閉会 午後5時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年5月28日

太宰府市予算特別委員会委員長 清 水 章 一